

## 第4回 横浜市自殺対策計画策定検討会

日時：令和5年10月24日（火）10時～12時

開催方法：オンライン（Zoom）

### 次 第

#### 【報告事項】

- 1 精神保健福祉法23条に基づく警察官からの通報データ分析調査結果
- 2 市内救急医療機関調査結果

#### 【議題】

- 1 第2期自殺対策計画原案に向けた検討
- 2 今後のスケジュール

#### 【配布資料】

- 資料1 精神保健福祉法23条に基づく警察官からの通報データ分析調査結果
- 資料2 市内救急医療機関調査結果
- 資料3 基本施策、重点施策に位置づける事業一覧

#### 【参考資料】

- 参考1 横浜市自殺対策計画  
<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kenko-iryo/kokoro/jisatsu/taisaku/1jisatsutaisaku.html>
- 参考2 自殺総合対策大綱（R4年10月閣議決定版）  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/taikou\\_r041014.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/taikou_r041014.html)
- 参考3 第2期横浜市自殺対策計画（2024年度～2028年度）  
<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kenko-iryo/kokoro/jisatsu/taisaku/2jisatsutaisakuplan.html>

## (1) 精神保健福祉法第 23 条に基づく警察官からの通報データの分析結果

### ア データの概要

#### (ア) 精神保健福祉法第 23 条について

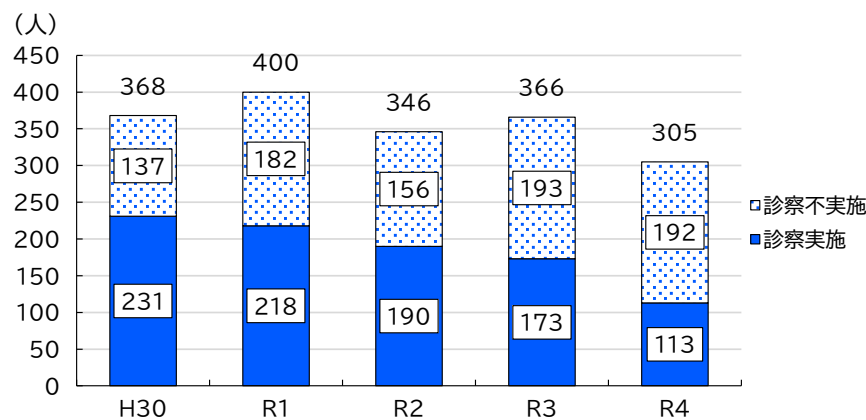
- 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(精神保健福祉法)第 23 条では、「警察官は、職務を執行するに当たり、異常な挙動その他周囲の事情から判断して、精神障害のために自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれがあると認められる者を発見したときは、直ちに、その旨を、最寄りの保健所長を経て都道府県知事に通報しなければならない。」としています。
- 本計画では、自殺対策の検討にあたって、平成 30 年から令和4年における当該通報データのうち、警察から「自傷あり」と通報があったものについて集計・分析を行いました。

### イ 警察官からの通報データの基本情報

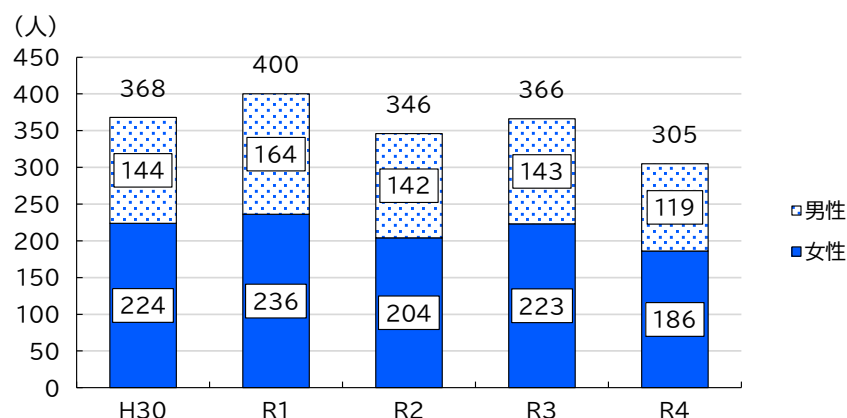
#### (ア) 通報件数の推移(通報結果、性別、年齢、職業)

- 精神保健福祉法第 23 条に基づく通報件数全体は、近年減少傾向となっていますが、通報件数のうち「診察不実施」の件数は増加傾向にあります。
- 男女別にみると、男性と比較して女性の方が通報件数が多くなっています。また、その数は男女ともに減少傾向にあります。

図表 1 通報データにおける診察実施状況の推移

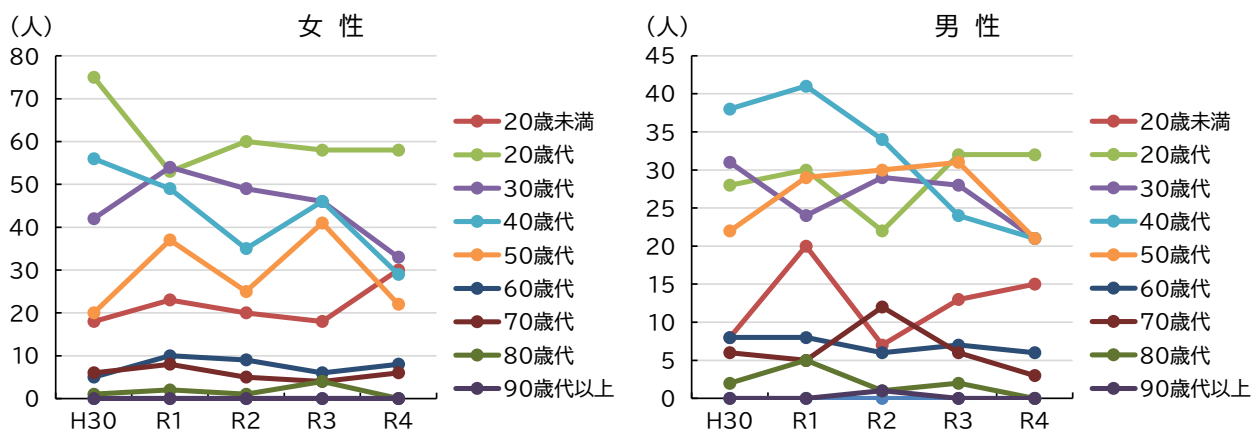


図表 2 通報データにおける男女別人数の推移

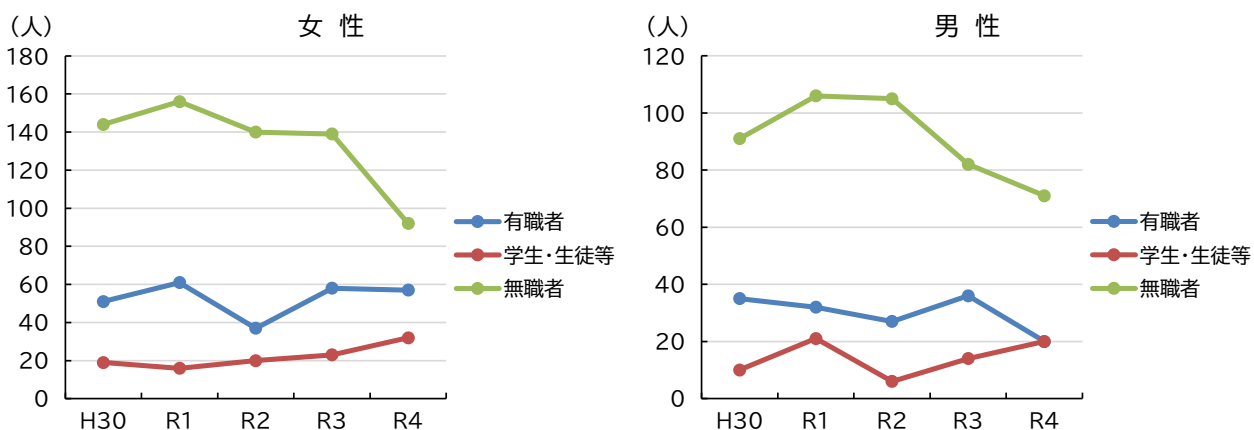


- 女性では、令和4年において、20歳代、30歳代、20歳未満、40歳代の順で通報件数が多くなっています。30歳代、40歳代の女性の通報件数は減少傾向にありますが、20歳未満の女性の通報件数は令和4年に大きく増加しました。男性では、令和4年度において、20歳代の通報件数が最も多く、30歳代、40歳代、50歳代が次いで同数となっています。そのうち、20歳代の通報件数が増加傾向にあります。
- 職業別にみると男女ともに無職者の通報件数が多くなっていますが、近年減少傾向にあります。一方で、人数は他の区分と比較して少ないものの、学生・生徒等の通報件数は男女ともに増加傾向にあります。

図表 3 通報データにおける年齢別人数の推移(男女別)



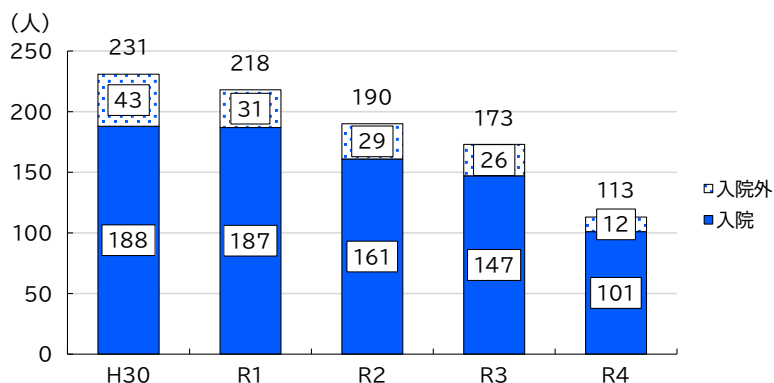
図表 4 通報データにおける職業別人数の推移(男女別)



(イ) 診察結果

- 診察結果においては、「入院」することになった件数が、「入院外」と比較して非常に多くなっています。また、「入院」、「入院外」ともに近年減少傾向にあります。

図表 5 通報データにおける診察結果の推移



※「入院」とは入院形態を問わず、診察後に入院となった場合を計上しており、「入院外」とは診察後に入院にならなかった場合を計上しています。

(ウ) 性・年齢別の状況(職業、同居家族、通院状況)

- 職業に関して、男女別・年齢別にみると、20歳未満を除き、男女ともに「無職者」の通報件数が最も多くなっています。また、通報件数に占める「有職者」の割合は、20歳代の女性で30%を超えており、比較的高くなっています。

図表 6 通報データにおける職業別人数(男女別・年齢別)

性別	年齢	件数			割合		
		有職者	学生・生徒等	無職者	有職者	学生・生徒等	無職者
女性	20歳未満	8人	84人	17人	7.3%	77.1%	15.6%
	20歳代	102人	23人	172人	33.6%	7.6%	56.6%
	30歳代	63人	2人	154人	28.1%	0.9%	68.8%
	40歳代	51人	0人	159人	23.7%	0.0%	74.0%
	50歳代	33人	0人	104人	22.8%	0.0%	71.7%
	60歳代	4人	1人	33人	10.5%	2.6%	86.8%
	70歳代	3人	0人	24人	10.3%	0.0%	82.8%
	80歳以上	0人	0人	8人	0.0%	0.0%	100.0%
男性	20歳未満	2人	51人	9人	3.2%	81.0%	14.3%
	20歳代	32人	17人	89人	22.2%	11.8%	61.8%
	30歳代	31人	3人	93人	23.3%	2.3%	69.9%
	40歳代	41人	0人	106人	25.9%	0.0%	67.1%
	50歳代	37人	0人	87人	27.8%	0.0%	65.4%
	60歳代	7人	0人	27人	20.0%	0.0%	77.1%
	70歳代	0人	0人	32人	0.0%	0.0%	100.0%
	80歳以上	0人	0人	11人	0.0%	0.0%	100.0%

※平成30年から令和4年の全データを合算しています。

※職業に関して「不明」の方を除いて表記しているため、行の合計が100%にならない場合があります。

※年齢が不明の方は掲載を省略しています。

※男女別・年齢別に、回答の最も多かった項目について、網掛けをしています。

- 同居家族等の状況に関して、男女別・年齢別にみると、女性では、20 歳代以下の方で「親・きょうだい・祖父母」のいずれかと同居している方が多くなっており、30 歳代以上の方では「配偶者等・子」のいずれかと同居している方が多くなっています。また、50 歳代及び 80 歳以上の女性に関しては、「単身」の方も多くなっています。
- 男性では、30 歳代以下の方では、「親・きょうだい・祖父母」のいずれかと同居している方が多く、40 歳代以上では、「単身」の方が多くなっています。

図表 7 通報データにおける同居家族等の状況(男女別・年齢別)

性別	年齢	単身	配偶者等・子	親・きょうだい・祖父母	その他
女性	20 歳未満	5 人	4 人	99 人	2 人
	20 歳代	65 人	59 人	155 人	28 人
	30 歳代	57 人	86 人	77 人	15 人
	40 歳代	53 人	100 人	61 人	8 人
	50 歳代	58 人	58 人	32 人	3 人
	60 歳代	10 人	26 人	5 人	2 人
	70 歳代	13 人	15 人	0 人	2 人
	80 歳以上	4 人	4 人	0 人	0 人
男性	20 歳未満	1 人	0 人	59 人	7 人
	20 歳代	50 人	5 人	80 人	9 人
	30 歳代	48 人	21 人	56 人	6 人
	40 歳代	78 人	20 人	50 人	2 人
	50 歳代	67 人	29 人	31 人	3 人
	60 歳代	20 人	10 人	3 人	0 人
	70 歳代	16 人	13 人	1 人	1 人
	80 歳以上	6 人	5 人	0 人	0 人

※平成 30 年から令和 4 年の全データを合算しています。

※男女別・年齢別に、回答の最も多かった項目について、網掛けをしています。

※年齢や同居家族等の状況が不明の方は掲載を省略しています。

## ウ 精神的な疾患や精神科医療機関への通院状況について

### (ア) 通報データにおける精神的な疾患の状況

- 診察がなされた方の精神的な疾患の状況に関しては、「統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害」と診断された方の割合が、全体のうち 39.5%と最も多くなっています。
- 男女別にみると、「統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害」と診断された方は、女性と比較して男性の方が 10 ポイント程度高くなっており、女性では「気分[感情]障害」、「神経症性障害、ストレス関連障害及び身体表現性障害」、「成人の人格及び行動の障害」と診断された方の割合が男性と比較して高くなっています。

図表 8 通報データにおける精神的疾患の状況(男女別・年齢別)

性別	年齢	n	症状性を含む器質性精神障害	精神作用物質使用による精神及び行動の障害	統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害	気分[感情]障害	神経症性障害、ストレス関連障害及び身体表現性障害	生理的障害及び身体的要因に関連した行動症候群	成人の人格及び行動の障害	知的障害(精神遅滞)	心理的発達の障害	小児(児童)期及び青年期に通常発症する行動及び情緒の障害
女性	20歳未満	52	1.9%	5.8%	17.3%	34.6%	23.1%	0.0%	9.6%	0.0%	1.9%	3.8%
	20歳代	138	1.4%	1.4%	24.6%	21.7%	13.0%	0.0%	26.8%	5.1%	3.6%	0.7%
	30歳代	109	0.0%	1.8%	43.1%	16.5%	12.8%	0.9%	18.3%	2.8%	2.8%	0.9%
	40歳代	115	1.7%	2.6%	45.2%	25.2%	8.7%	0.0%	16.5%	0.0%	0.0%	0.0%
	50歳代	73	2.7%	2.7%	37.0%	41.1%	12.3%	0.0%	2.7%	0.0%	0.0%	1.4%
	60歳代	23	4.3%	0.0%	43.5%	39.1%	13.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	70歳代	14	7.1%	0.0%	42.9%	50.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	80歳以上	7	57.1%	0.0%	42.9%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	全体	531	2.4%	2.3%	35.4%	26.6%	12.4%	0.2%	15.6%	1.9%	1.7%	0.9%
男性	20歳未満	38	0.0%	0.0%	39.5%	18.4%	13.2%	0.0%	5.3%	2.6%	15.8%	2.6%
	20歳代	72	0.0%	6.9%	43.1%	13.9%	8.3%	0.0%	9.7%	2.8%	12.5%	1.4%
	30歳代	72	2.8%	12.5%	52.8%	18.1%	8.3%	0.0%	2.8%	0.0%	2.8%	0.0%
	40歳代	91	3.3%	13.2%	46.2%	22.0%	5.5%	0.0%	2.2%	1.1%	4.4%	0.0%
	50歳代	72	2.8%	1.4%	52.8%	31.9%	8.3%	0.0%	2.8%	0.0%	0.0%	0.0%
	60歳代	17	11.8%	11.8%	29.4%	41.2%	0.0%	0.0%	5.9%	0.0%	0.0%	0.0%
	70歳代	19	31.6%	5.3%	31.6%	26.3%	5.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	80歳以上	10	30.0%	0.0%	20.0%	50.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	全体	391	4.6%	7.7%	45.3%	23.0%	7.4%	0.0%	4.1%	1.0%	5.4%	0.5%
全体	922	3.4%	4.6%	39.6%	25.1%	10.3%	0.1%	10.7%	1.5%	3.3%	0.8%	

※平成 30 年から令和4年の全データを合算しています。

※複数の疾患の診断がなされている場合は、主たる診断結果について集計を行っています。

※精神心疾患に関して「なし・不明」の方を除いて表記しているため、行の合計が 100%にならない場合があります。

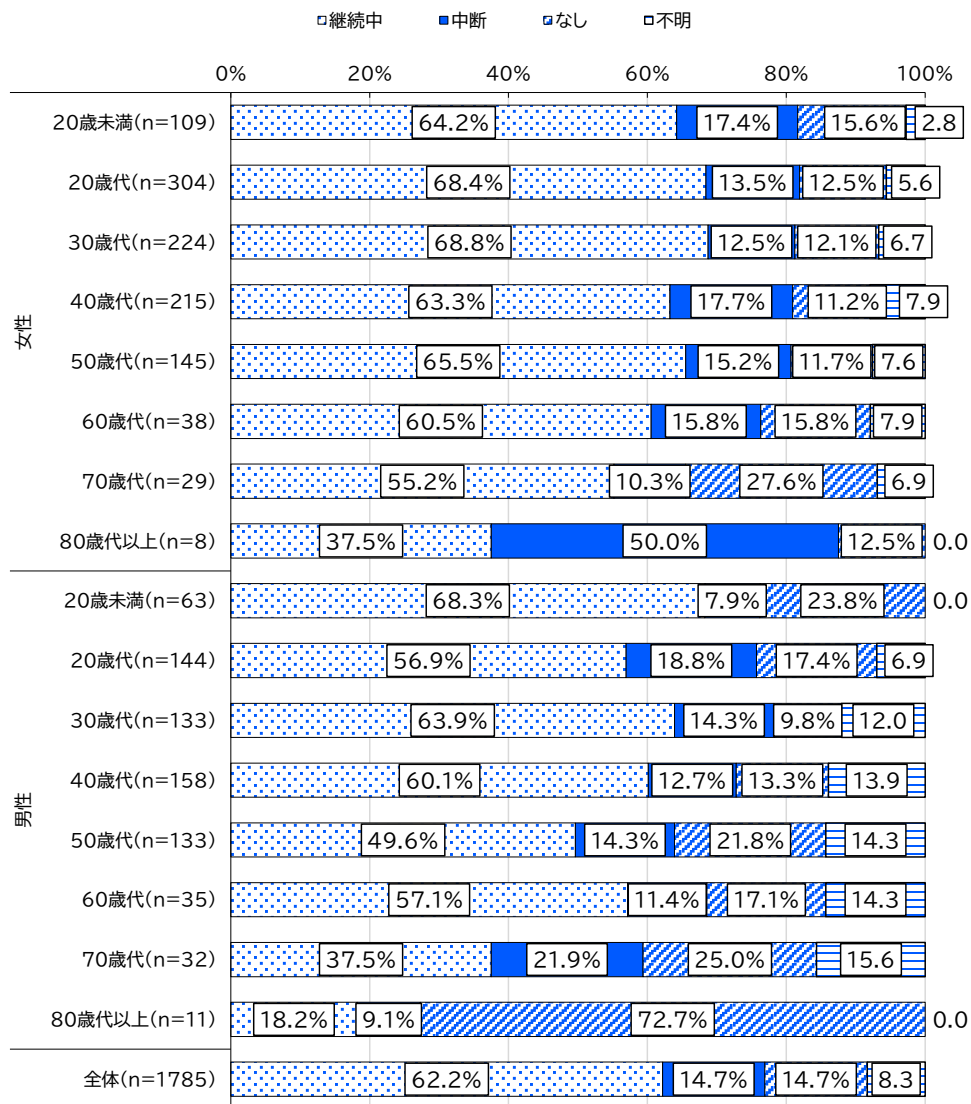
※年齢が不明の方は掲載を省略しています。

※男女別・年齢別に、回答の最も多かった項目について、網掛けをしています。

(イ) 精神科医療機関への通院状況

- 精神科医療機関への通院状況について、通報データ全体では、62.2%で「継続中」となっていました。また、「中断」は 14.7%となっており、「継続中」と「中断」を合わせた 76.9%の方が、過去または通報当時に、精神科医療機関に通院していたことがわかりました。
- 20歳代から30歳代の女性、50歳代の女性、20歳未満の男性の方では、精神科医療機関への通院が「継続中」である方の割合が約7割と比較的高くなっていました。また、「継続中」と「中断」を合わせた割合については、50歳代以下及び80歳以上の女性で、80.0%を上回っていました。

図表 9 通報データにおける精神科医療機関への通院状況(男女別・年齢別)



※平成 30 年から令和4年の全データを合算しています。

※年齢が不明の方は掲載を省略しています。

## 精神保健福祉法第 23 条に基づく警察官からの通報データに基づくポイント

- 精神保健福祉法第 23 条に基づく警察官通報における、自傷件数は、全体では近年減少傾向となっていますが、20 歳代以下の方では、横ばいまたは増加の傾向が見られました。また、学生・生徒等の通報件数は近年増加傾向にあり、若年の方への精神的支援の重要性がうかがえました。
- 男女ともに、20 歳代以上の方では、無職者の通報件数が最も多くなっていました。一方で、20 歳代の女性では、通報件数に占める有職者の割合が 30%を超えており、比較的高くなっていました。無職者への支援に加え、若年女性においては、有職者への精神的な支援が重要であることが示唆されました。
- 男女別・年齢別の通報件数について、中高年以上では、男女で同居家族等の状況が大きく異なり、特に40歳代以上の男性では単身者の件数が多いことがわかりました。
- 精神疾患の状況に関しては、男性では「統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害」と診断される方の割合が女性よりも高く、女性では「気分[感情]障害」、「神経症性障害、ストレス関連障害及び身体表現性障害」、「成人の人格及び行動の障害」と診断された方の割合が男性と比較して高くなっていました。性別や年齢、当人の背景に応じた精神的な支援を行うことが重要です。
- また、通報件数全体のうち約6割の方が、通報当時に精神科医療機関へ通院中であったことがわかりました。過去に精神科医療機関に通院していた方を合わせると、約8割の方が過去または通報当時に精神科医療機関に通院しており、地域の精神科医療機関を通じたケアの重要性がうかがえました。



## 救急医療機関調査結果

# 1 救急医療機関調査

## (1) 救急医療機関調査の実施概要

### ア 調査目的

本市内の救急医療機関における、自殺未遂者への支援体制等を把握し、自殺未遂者に対する精神的ケア等の充実を検討するための基礎資料とすることを目的としたアンケート調査を実施する。加えて、アンケート調査結果を踏まえながら、自殺未遂者のケアの取組み状況や関係機関との連携状況とその課題等についてより詳細な状況を把握することを目的として、ヒアリング調査を実施する。

### イ 調査概要と調査項目

#### ア) アンケート調査実施概要

##### ① 調査実施概要

対象者	横浜市内に所在する三次救急医療機関及び二次救急医療機関(全数調査)
配布数	47 件
調査時期	2023 年6月 19 日(月)～2023 年7月 14 日(金)
調査手法	郵送配付、郵送回収
回収状況	回収数 25 件、回収率 53.2%

##### ② 調査項目

1. 基本情報について	・ 病院名、調査票記入者 ・ 病床数、スタッフ在籍状況 ・ 精神科医等の体制 等
2. 自殺未遂者対応に関する院内体制等について	・ 自殺未遂者への対応に関するマニュアルの有無 ・ 自殺未遂者への対応に関する研修の受講状況 ・ 自殺未遂者への診療及び確認事項 等
3. 関係機関との連携について	・ 関係機関との連携状況 ・ 自殺未遂者の通院先医療機関との連携状況 等
4. 自殺未遂者支援・自殺対策全般について	・ 自殺未遂者への対応にあつたての困難 ・ 自殺未遂や再企図防止のために重要なこと 等

##### ③ 留意事項

- 集計表及びグラフの「n=〇〇」はその設問についての回答数を示している。
- 集計結果は、小数点以下第2位を四捨五入して表示しているため、数値の合計が100.0%にならない場合がある。
- 回答の比率(%)は、その質問の回答者数を基礎として算出しているため、複数回答の設問はすべての比率を合計すると、100.0%を超える場合がある。

## イ) ヒアリング調査実施概要

### ① 調査実施概要

対象者	<ul style="list-style-type: none"><li>・ A 病院(医師 1 名)</li><li>・ B 病院(医師 1 名、看護師 1 名、精神保健福祉士 1 名、公認心理師 2 名)</li><li>・ C 病院(書面回答)</li></ul>
調査時期	2023 年 8 月に実施
調査手法	ヒアリング対象の 3 医療機関に対して事前にヒアリングシートを配布し、A、B 病院については、ヒアリングシートに沿ってオンラインヒアリングを実施。C 病院については、ヒアリングシートに基づく書面回答を得た。
ヒアリング時間	約 60 分

### ② 調査項目

1. 自殺未遂者へのケアの取組み状況	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 心理・社会的な介入における各職種役割</li><li>・ 自殺未遂者への対応の難しさに対応状況</li><li>・ 難しさへの対応に当たっての要望等</li></ul>
2. 関係機関連携と地域ケアへの移行について	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 地域ケアに移行する際に連携する機関</li><li>・ 再企図のリスク評価方法</li><li>・ 地域ケアへ移行する際の困難・課題と対応状況</li><li>・ 地域ケアへの移行に当たっての要望等</li><li>・ 要支援者への情報提供の可能性</li></ul>

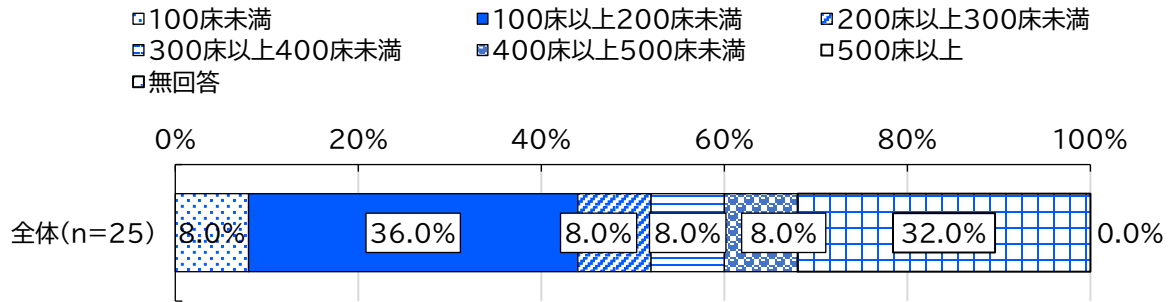
## (2) 救急医療機関アンケート調査結果

### ア 総病床数

総病床数について、「100 床以上 200 床未満」の回答が 36.0%と最も多く、次いで「500 床以上」の回答が 32.0%となっている。

【Q3】 貴院の病床数について教えてください。

図表 1 総病床数

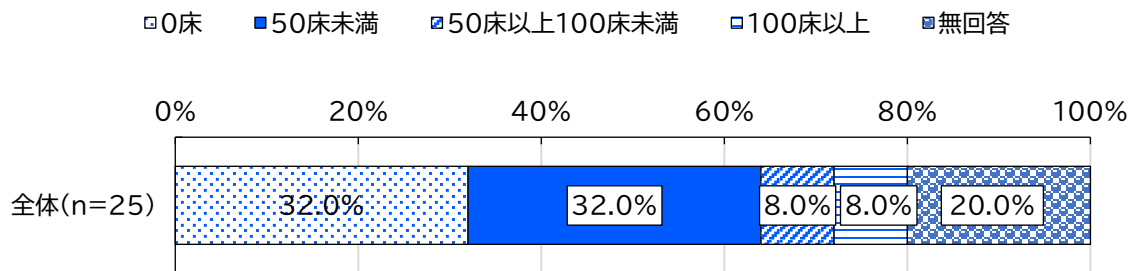


### イ 救急病床数

救急病床数について、「0 床」「50 床未満」の回答が 32.0%と最も多くなっている。

【Q3】 貴院の病床数について教えてください。

図表 2 救急病床数

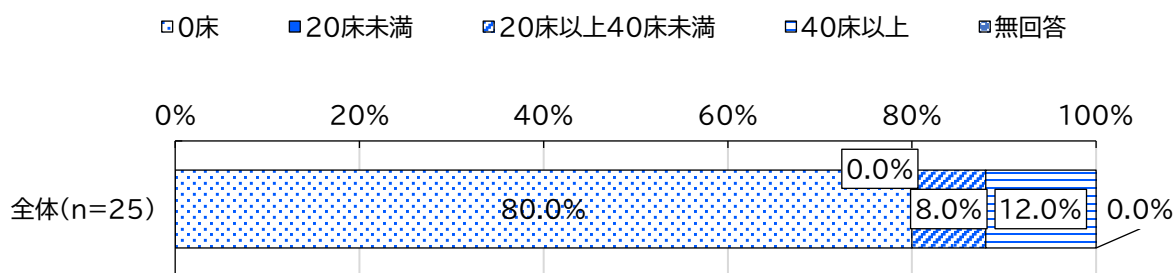


## ウ 精神病床数

精神病床数について、「0床」の回答が80.0%と最も多く、次いで「40床以上」の回答が12.0%、「20床以上40床未満」の回答が8.0%となっている。

【Q3】 貴院の病床数について教えてください。

図表 3 精神病床数

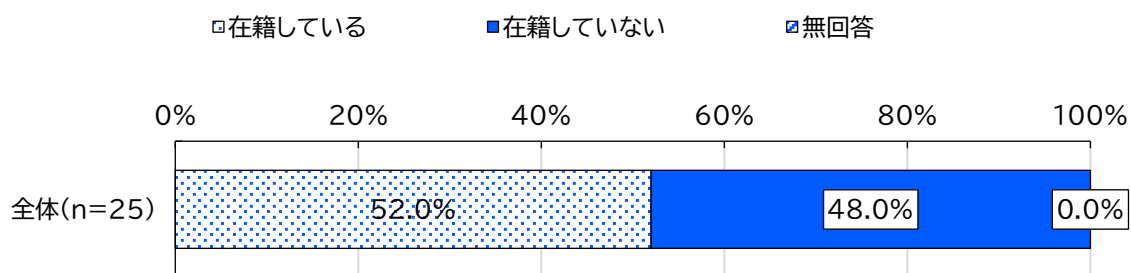


## エ 精神科医

精神科医について、「在籍している」の回答が52.0%と最も多く、次いで「在籍していない」の回答が48.0%となっている。

【Q4】 貴院に、精神科医やソーシャルワーカー(医療ソーシャルワーカーや精神保健福祉士等)、公認心理師は在籍していますか。在籍している場合は、在籍人数を教えてください。

図表 4 精神科医

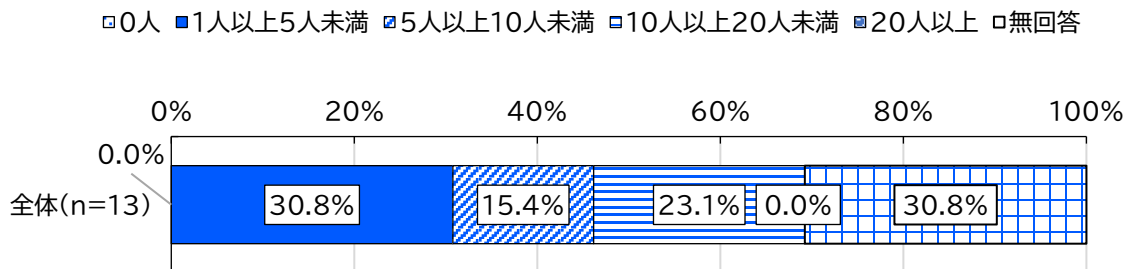


オ 常勤の精神科医の人数

常勤の精神科医の人数について、「1人以上5人未満」の回答が30.8%と最も多く、次いで「10人以上20人未満」の回答が23.1%、「5人以上10人未満」の回答が15.4%となっている。

【Q4】 貴院に、精神科医やソーシャルワーカー（医療ソーシャルワーカーや精神保健福祉士等）、公認心理師は在籍していますか。在籍している場合は、在籍人数を教えてください。

図表 5 常勤の精神科医の人数

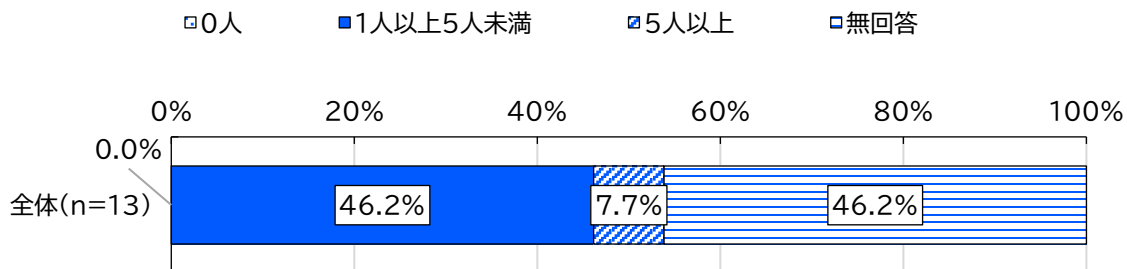


カ 非常勤の精神科医の人数

非常勤の精神科医の人数について、「1人以上5人未満」の回答が46.2%と最も多く、次いで「5人以上」の回答が7.7%となっている。

【Q4】 貴院に、精神科医やソーシャルワーカー（医療ソーシャルワーカーや精神保健福祉士等）、公認心理師は在籍していますか。在籍している場合は、在籍人数を教えてください。

図表 6 非常勤の精神科医の人数

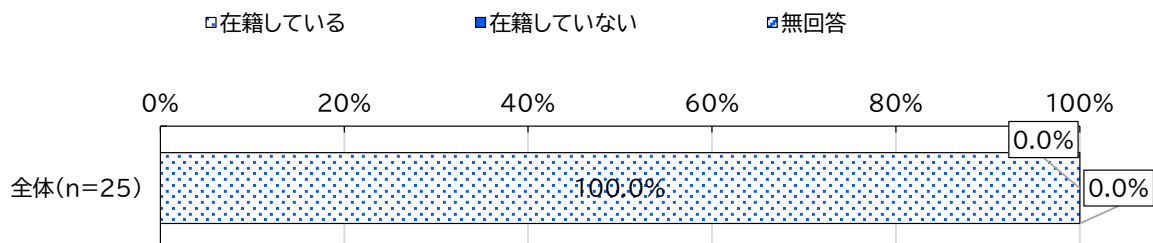


## キ ソーシャルワーカー

ソーシャルワーカーについて、「在籍している」の回答が100.0%となっている。

【Q4】 貴院に、精神科医やソーシャルワーカー（医療ソーシャルワーカーや精神保健福祉士等）、公認心理師は在籍していますか。在籍している場合は、在籍人数を教えてください。

図表 7 ソーシャルワーカー

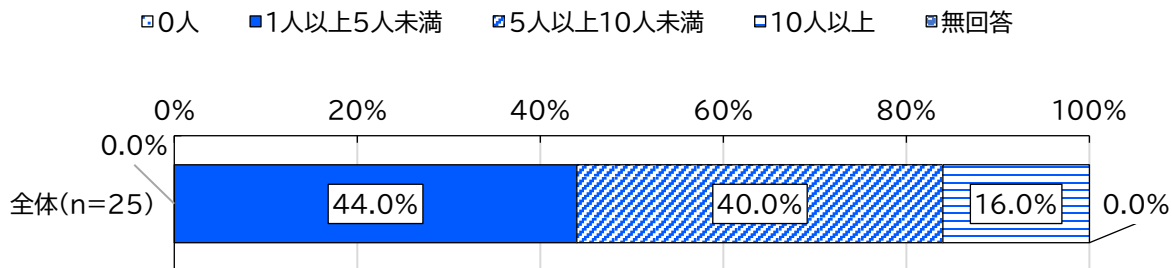


## ク 常勤のソーシャルワーカーの人数

常勤のソーシャルワーカーの人数について、「1人以上5人未満」の回答が44.0%と最も多く、次いで「5人以上10人未満」の回答が40.0%、「10人以上」の回答が16.0%となっている。

【Q4】 貴院に、精神科医やソーシャルワーカー（医療ソーシャルワーカーや精神保健福祉士等）、公認心理師は在籍していますか。在籍している場合は、在籍人数を教えてください。

図表 8 常勤のソーシャルワーカーの人数

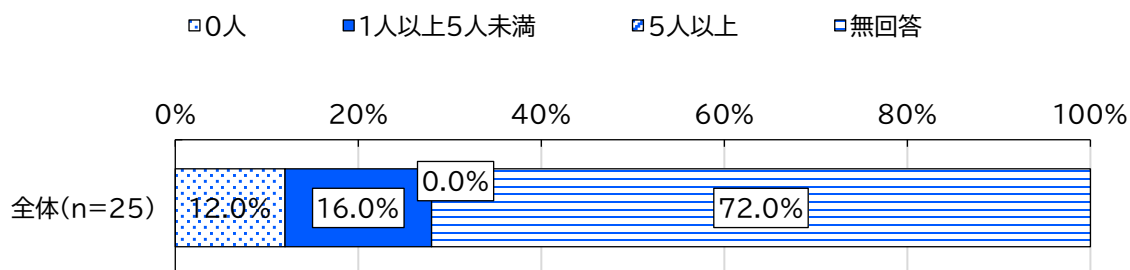


### ケ 非常勤のソーシャルワーカーの人数

非常勤のソーシャルワーカーの人数について、「1人以上5人未満」の回答が16.0%、「0人」の回答が12.0%となっている。

【Q4】 貴院に、精神科医やソーシャルワーカー（医療ソーシャルワーカーや精神保健福祉士等）、公認心理師は在籍していますか。在籍している場合は、在籍人数を教えてください。

図表 9 非常勤のソーシャルワーカーの人数

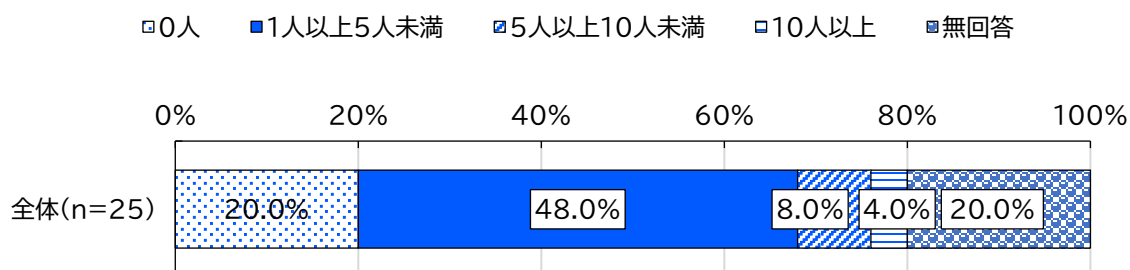


### コ 常勤の精神保健福祉士の有資格者の人数

常勤のソーシャルワーカー（うち精神保健福祉士の有資格者）の人数について、「1人以上5人未満」の回答が48.0%と最も多く、次いで「0人」の回答が20.0%、「5人以上10人未満」の回答が8.0%となっている。

【Q4】 貴院に、精神科医やソーシャルワーカー（医療ソーシャルワーカーや精神保健福祉士等）、公認心理師は在籍していますか。在籍している場合は、在籍人数を教えてください。

図表 10 常勤のソーシャルワーカー（うち精神保健福祉士の有資格者）の人数



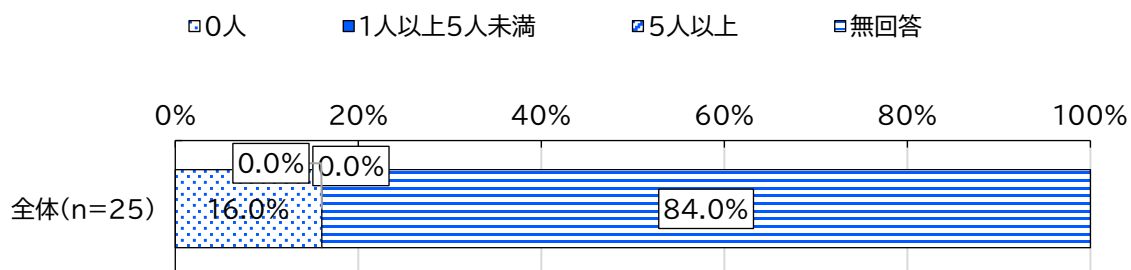


### サ 非常勤の精神保健福祉士の有資格者の人数

非常勤のソーシャルワーカー(うち精神保健福祉士の有資格者)の人数について、「0人」の回答が16.0%となっている。

【Q4】 貴院に、精神科医やソーシャルワーカー(医療ソーシャルワーカーや精神保健福祉士等)、公認心理師は在籍していますか。在籍している場合は、在籍人数を教えてください。

図表 11 非常勤のソーシャルワーカー(うち精神保健福祉士の有資格者)の人数

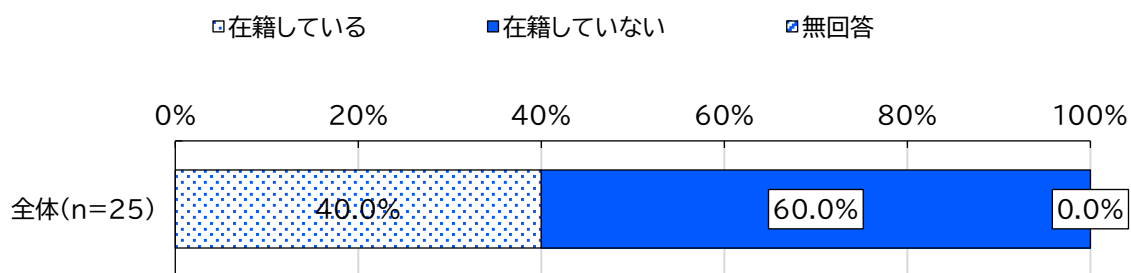


### シ 公認心理師/臨床心理士

公認心理師/臨床心理士について、「在籍していない」の回答が60.0%と最も多く、次いで「在籍している」の回答が40.0%となっている。

【Q4】 貴院に、精神科医やソーシャルワーカー(医療ソーシャルワーカーや精神保健福祉士等)、公認心理師は在籍していますか。在籍している場合は、在籍人数を教えてください。

図表 12 公認心理師/臨床心理士

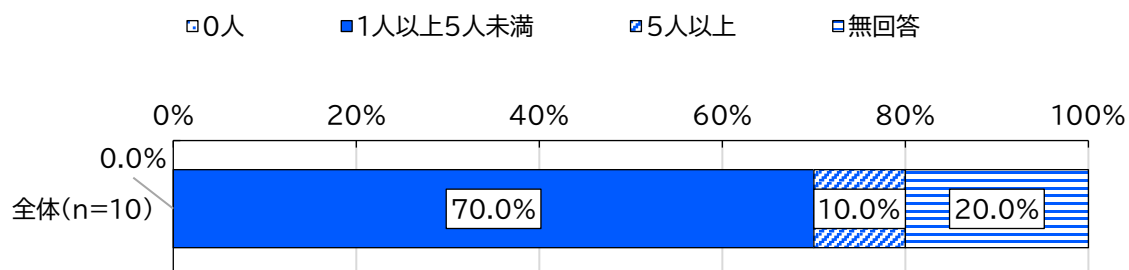


### ス 常勤の公認心理師／臨床心理士の人数

常勤の公認心理師／臨床心理士の人数について、「1人以上5人未満」の回答が70.0%と最も多く、次いで「5人以上」の回答が10.0%となっている。

【Q4】 貴院に、精神科医やソーシャルワーカー（医療ソーシャルワーカーや精神保健福祉士等）、公認心理師は在籍していますか。在籍している場合は、在籍人数を教えてください。

図表 13 常勤の公認心理師／臨床心理士の人数

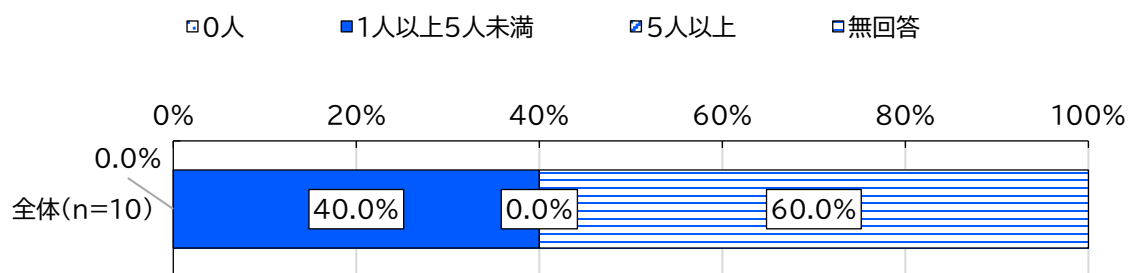


### セ 非常勤の公認心理師／臨床心理士の人数

非常勤の公認心理師／臨床心理士の人数について、「1人以上5人未満」の回答が40.0%となっている。

【Q4】 貴院に、精神科医やソーシャルワーカー（医療ソーシャルワーカーや精神保健福祉士等）、公認心理師は在籍していますか。在籍している場合は、在籍人数を教えてください。

図表 14 非常勤の公認心理師／臨床心理士の人数

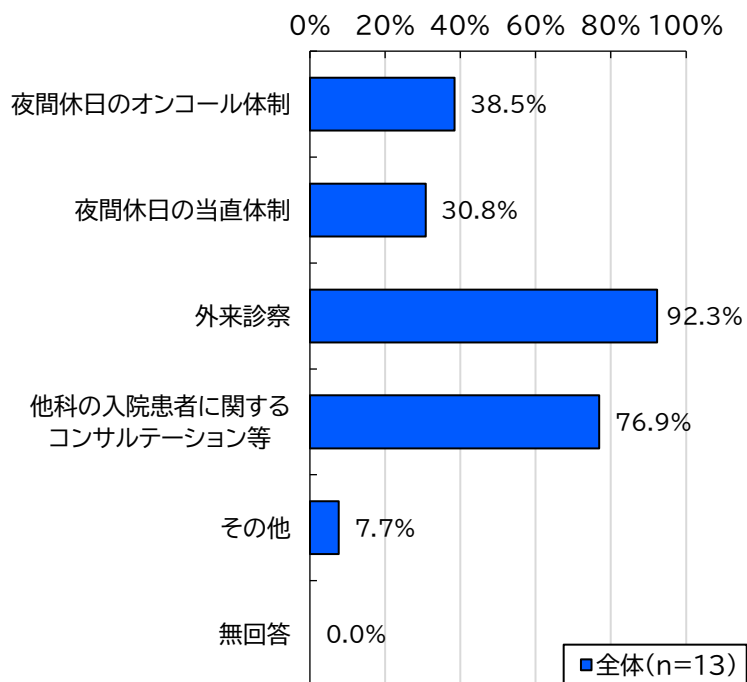


## ソ 精神科医の体制

精神科医の体制について、「外来診察」を行っているとの回答が 92.3%と最も多く、次いで「他科の入院患者に関するコンサルテーション等」の回答が 76.9%、「夜間休日のオンコール体制」の回答が 38.5%となっている。

【Q5】 精神科医の体制について該当するものを教えてください。

図表 15 精神科医の体制

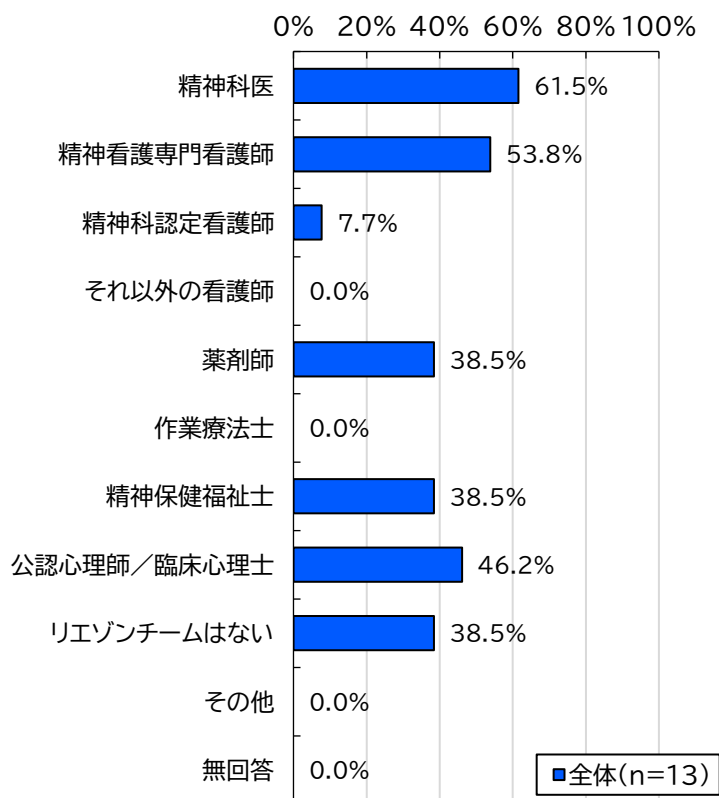


## タ 精神科リエゾンチームの体制

精神科リエゾンチームメンバーの職種について、「精神科医」の回答が 61.5%と最も多く、次いで「精神看護専門看護師」の回答が 53.8%、「公認心理師／臨床心理士」の回答が 46.2%となっている。

【Q6】 貴院の精神科リエゾンチームメンバーの職種について教えてください。

図表 16 精神科リエゾンチームメンバーの職種

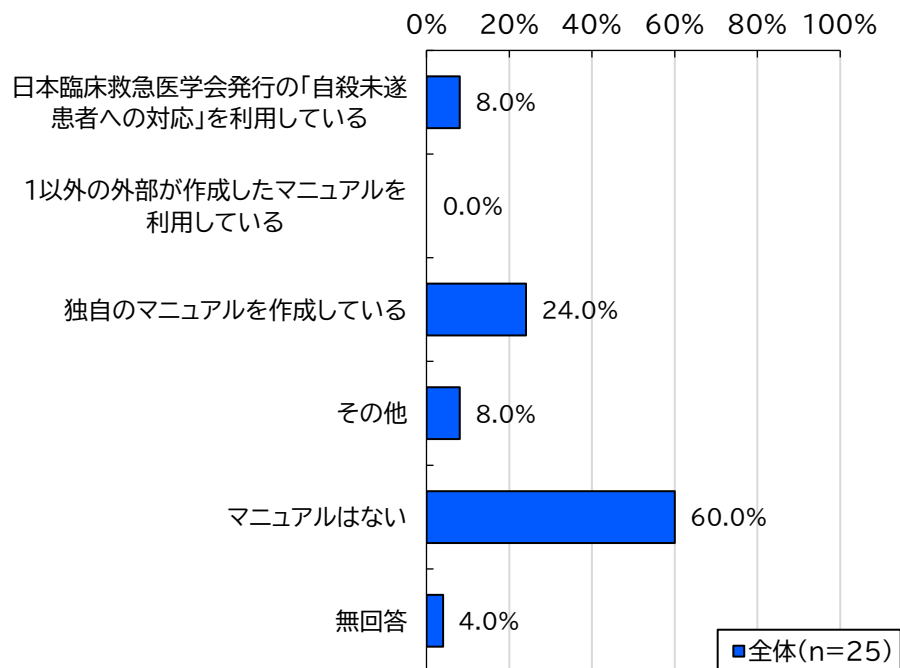


### チ 自殺未遂者への対応に関するマニュアルの有無

自殺未遂者(自殺未遂の可能性のある者を含む)への対応に関するマニュアルの有無について、「マニュアルはない」の回答が 60.0%と最も多く、次いで「独自のマニュアルを作成している」の回答が 24.0%、「日本臨床救急医学会発行の「自殺未遂患者への対応」を利用している」「その他」の回答が 8.0%となっている。

【Q7】 貴院には、自殺未遂者(自殺未遂の可能性のある者を含む)への対応に関するマニュアルがありますか。

図表 17 自殺未遂者(自殺未遂の可能性のある者を含む)への対応に関するマニュアルの有無

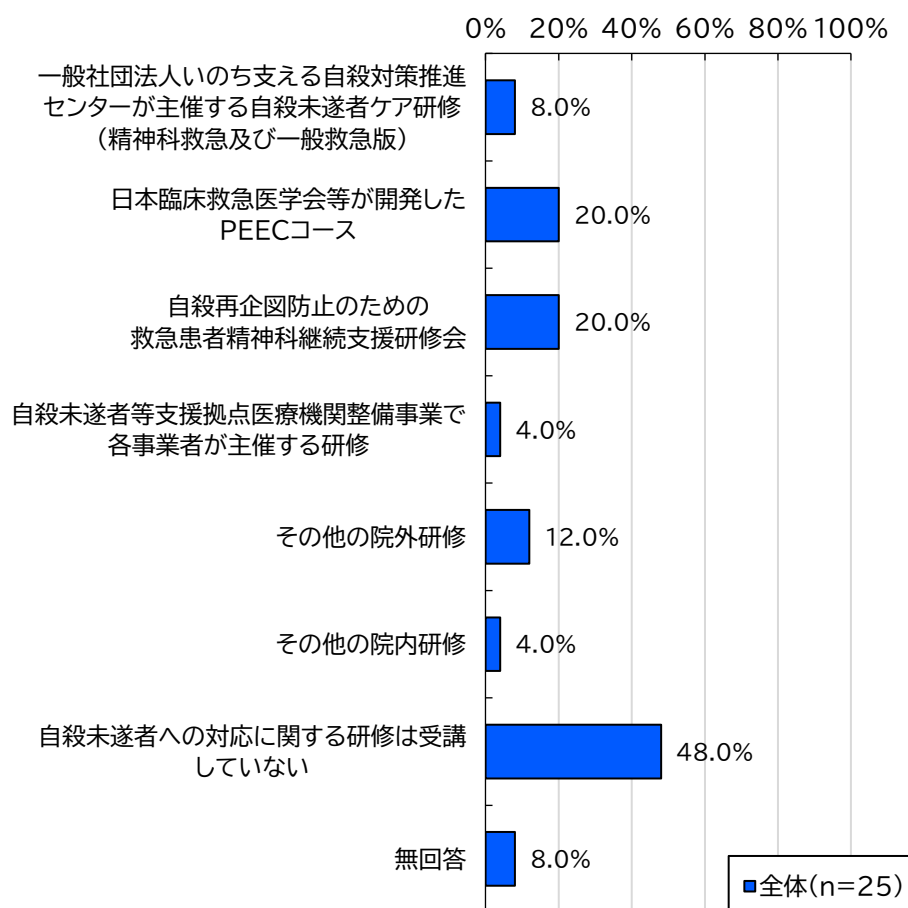


## ツ 自殺未遂者への対応に関する研修の受講状況

スタッフの自殺未遂者への対応に関する研修の受講状況について、「自殺未遂者への対応に関する研修は受講していない」の回答が 48.0%と最も多く、次いで「日本臨床救急医学会等が開発した PEEC コース」「自殺再企図防止のための救急患者精神科継続支援研修会」の回答が 20.0%となっている。

【Q8】 貴院のスタッフは、自殺未遂者への対応に関する以下の研修を受講していますか。

図表 18 スタッフの自殺未遂者への対応に関する研修の受講状況

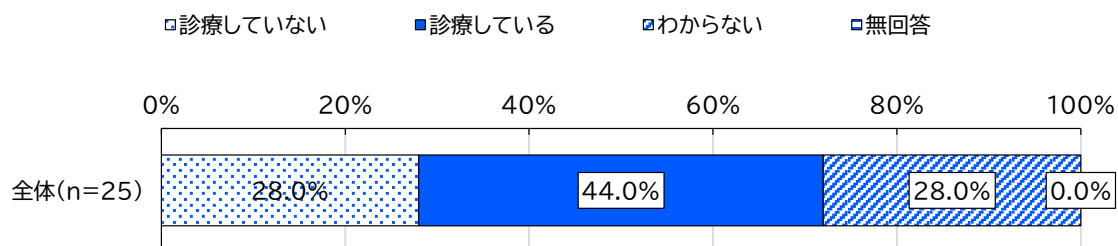


## テ 自殺未遂者の診療状況

自殺未遂者の診療状況について、「診療している」<sup>1</sup>の回答が 44.0%と最も多く、次いで「診療していない」「わからない」の回答が 28.0%となっている。

【Q10】 貴院では、1カ月あたり、平均して何件程度の自殺未遂者を診療していますか。

図表 19 自殺未遂者の診療状況

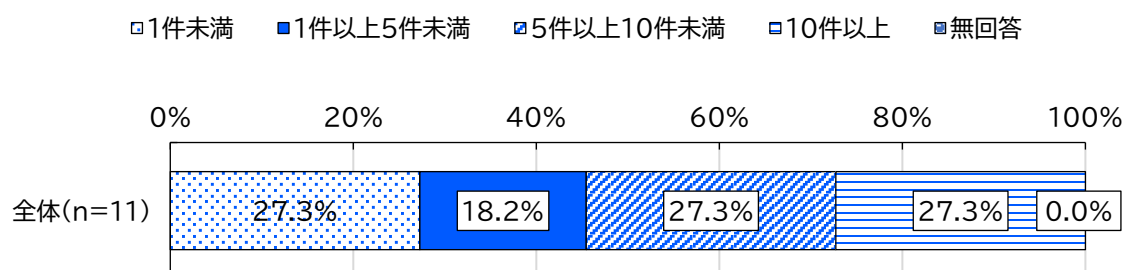


## ト 1カ月あたりの自殺未遂者の診療件数

1カ月あたりの自殺未遂者の診療件数について、「1 件未満」「5 件以上 10 件未満」「10 件以上」の回答が 27.3%となっている。

【Q10】 貴院では、1カ月あたり、平均して何件程度の自殺未遂者を診療していますか。

図表 20 1カ月あたりの自殺未遂者の診療件数



<sup>1</sup> 調査票上の選択肢では、「1 カ月平均( )件」となっている。

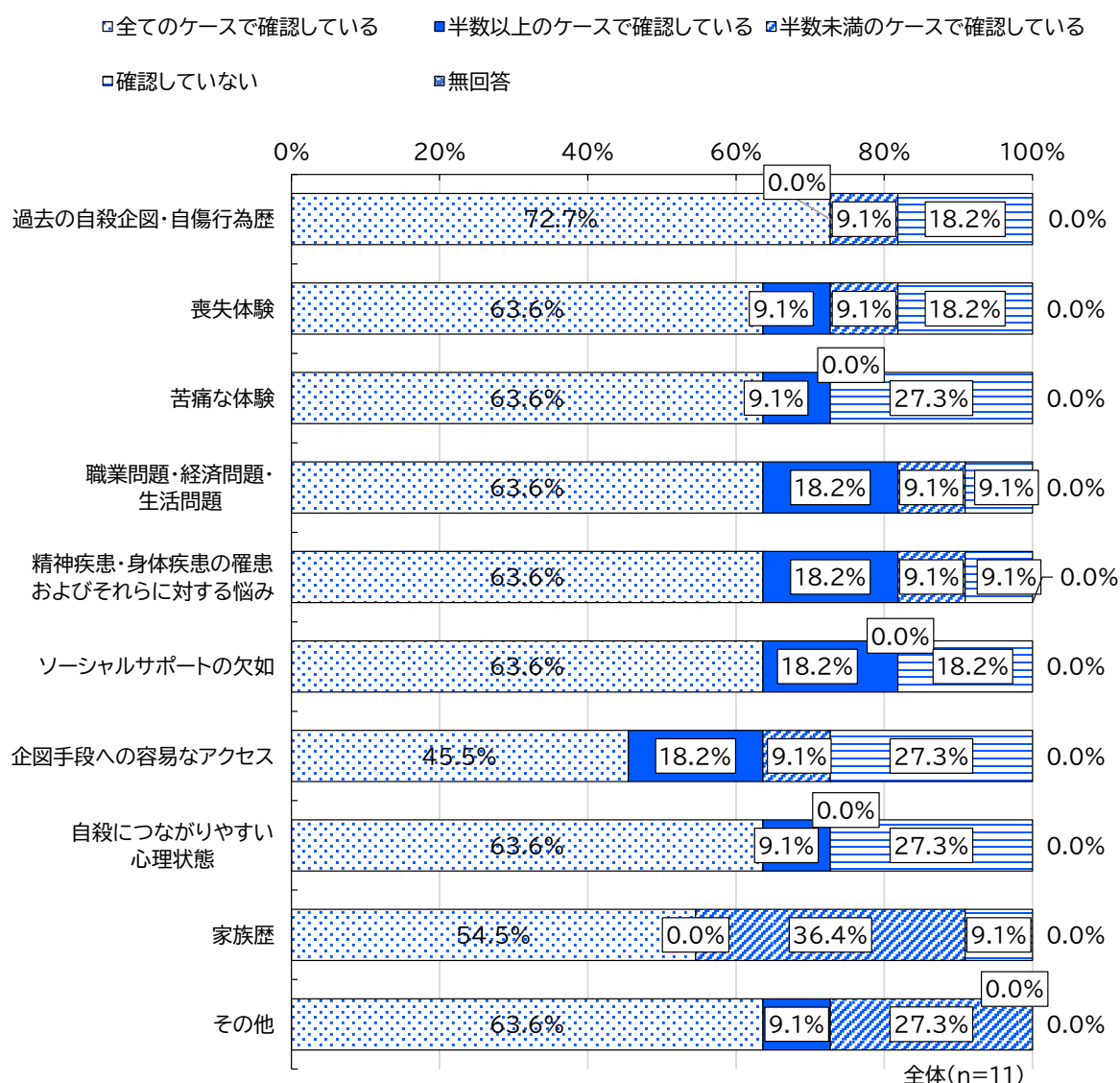
## ナ 再度の自殺リスクの評価<sup>2</sup>

自殺未遂者に対する確認について、「全てのケースで確認している」「半数以上のケースで確認している」を合わせた回答が多いのは、「職業問題・経済問題・生活問題」「精神疾患・身体疾患の罹患およびそれらに対する悩み」「ソーシャルサポートの欠如」となっている。

一方で、「半数未満のケースで確認している」「確認していない」を合わせた回答が多いのは、「家族歴」「企図手段への容易なアクセス」となっている。

【Q11】 貴院では、自殺未遂者に対して以下の確認を行っていますか。

図表 21 再度の自殺リスクの評価



<sup>2</sup> 表記の都合上、選択肢の詳細な内容を省略してグラフを作成している。詳細については、資料編の調査票参照。



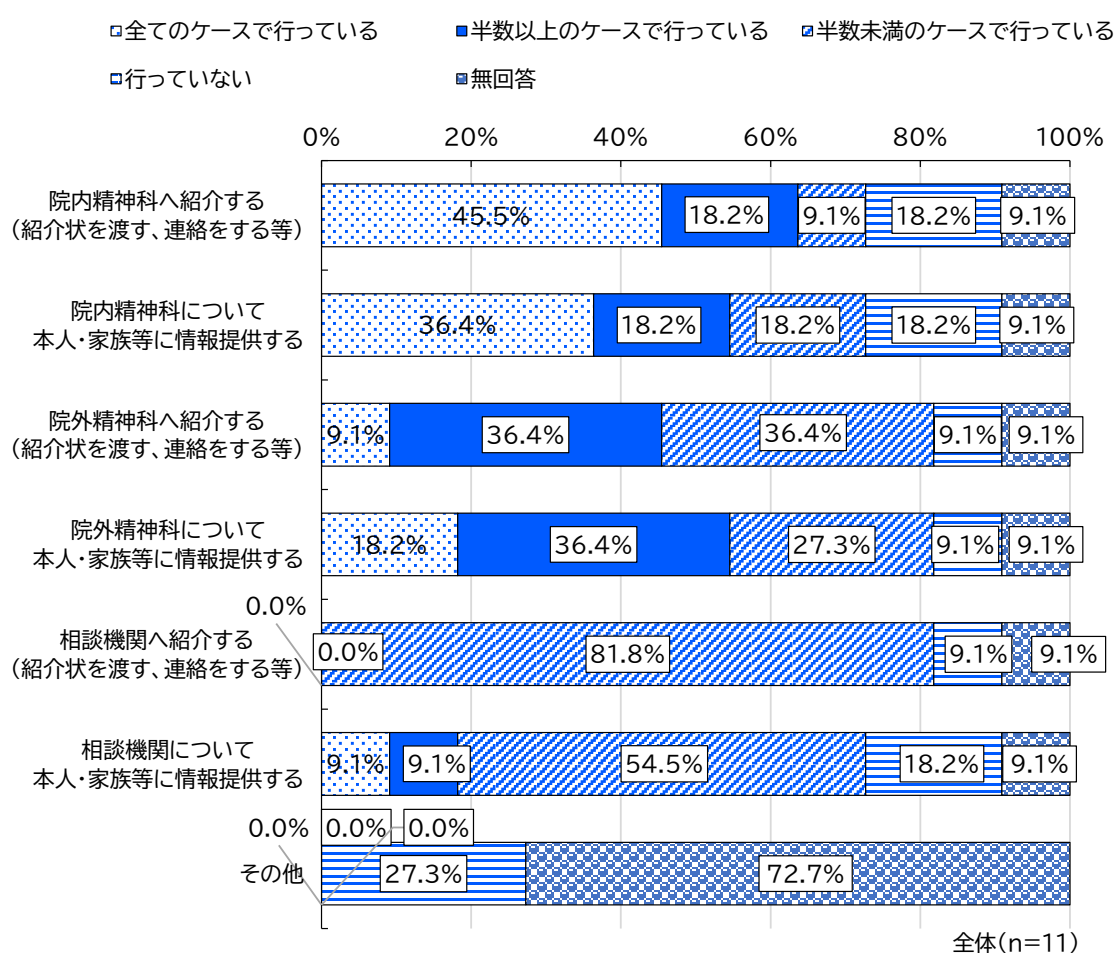
## 二 精神科・相談機関への紹介・情報提供

自殺未遂者への精神科・相談機関への紹介・情報提供について、「全てのケースで行っている」「半数以上のケースで行っている」を合わせた回答が多いのは、「院内精神科へ紹介する(紹介状を渡す、連絡をする等)」「院内精神科について本人・家族等に情報提供する」「院外精神科について本人・家族等に情報提供する」となっている。

一方で、「半数未満のケースで行っている」「行っていない」を合わせた回答が多いのは、「相談機関へ紹介する(紹介状を渡す、連絡をする等)」「相談機関について本人・家族等に情報提供する」「院外精神科へ紹介する(紹介状を渡す、連絡をする等)」となっている。

【Q12】 貴院では、自殺未遂者に対して以下のような対応を行っていますか。<sup>3</sup>

図表 22 自殺未遂者への精神科・相談機関への紹介・情報提供



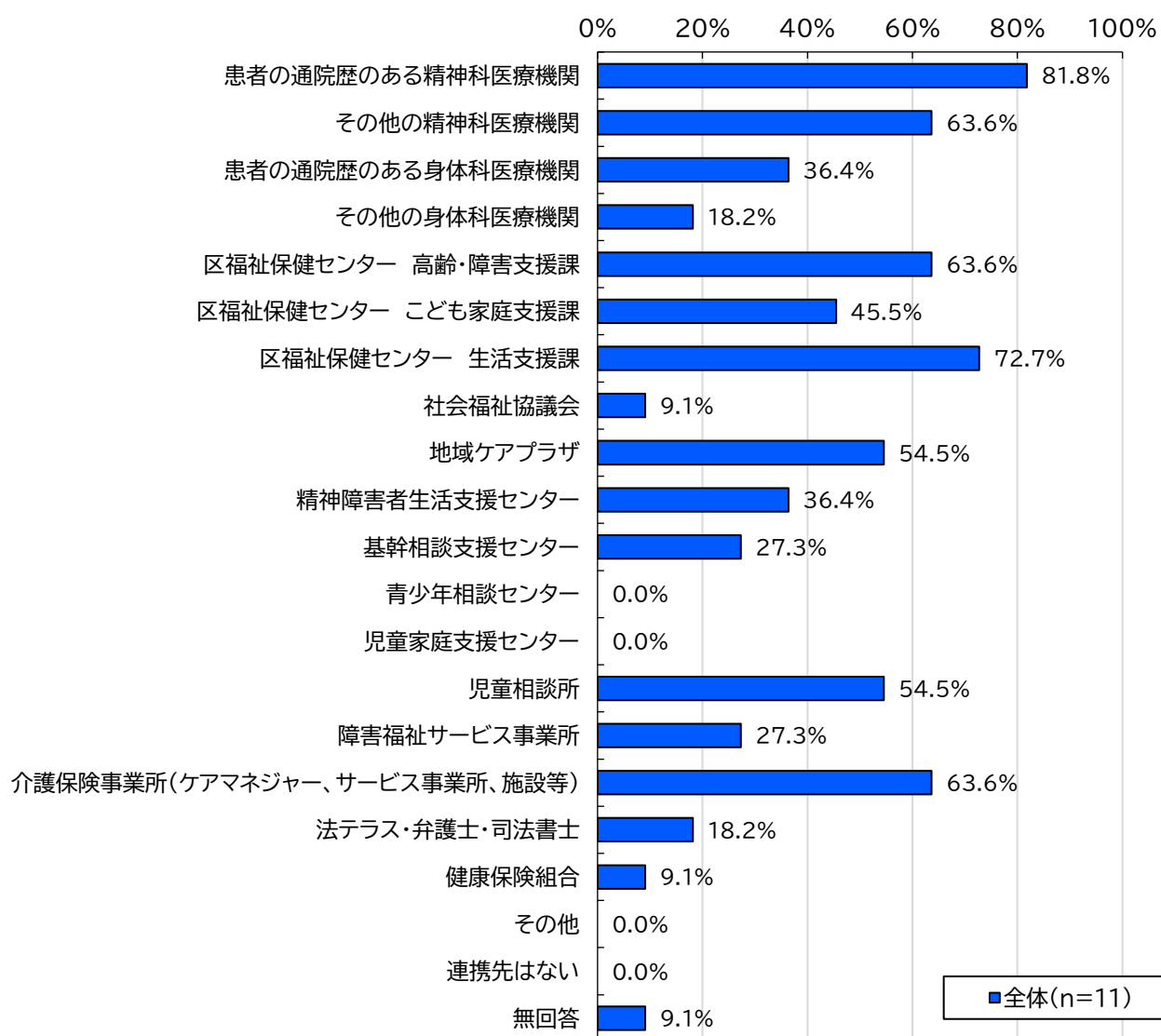
<sup>3</sup> アンケート調査票上では、「上記のような対応は行っていない」の項目が設定されているが、報告書上では記載を省略している。

## 又 現在連携している関係機関

現在連携している関係機関について、「患者の通院歴のある精神科医療機関」の回答が 81.8%と最も多く、次いで「区福祉保健センター 生活支援課」の回答が 72.7%、「その他の精神科医療機関」「区福祉保健センター 高齢・障害支援課」「介護保険事業所(ケアマネジャー、サービス事業所、施設等)」の回答が 63.6%となっている。

【Q13】 貴院では、自殺未遂者への対応に関して、以下の関係機関と情報共有や患者への紹介等の連携をしていますか。また、今後連携したい関係機関を教えてください。

図表 23 現在連携している関係機関

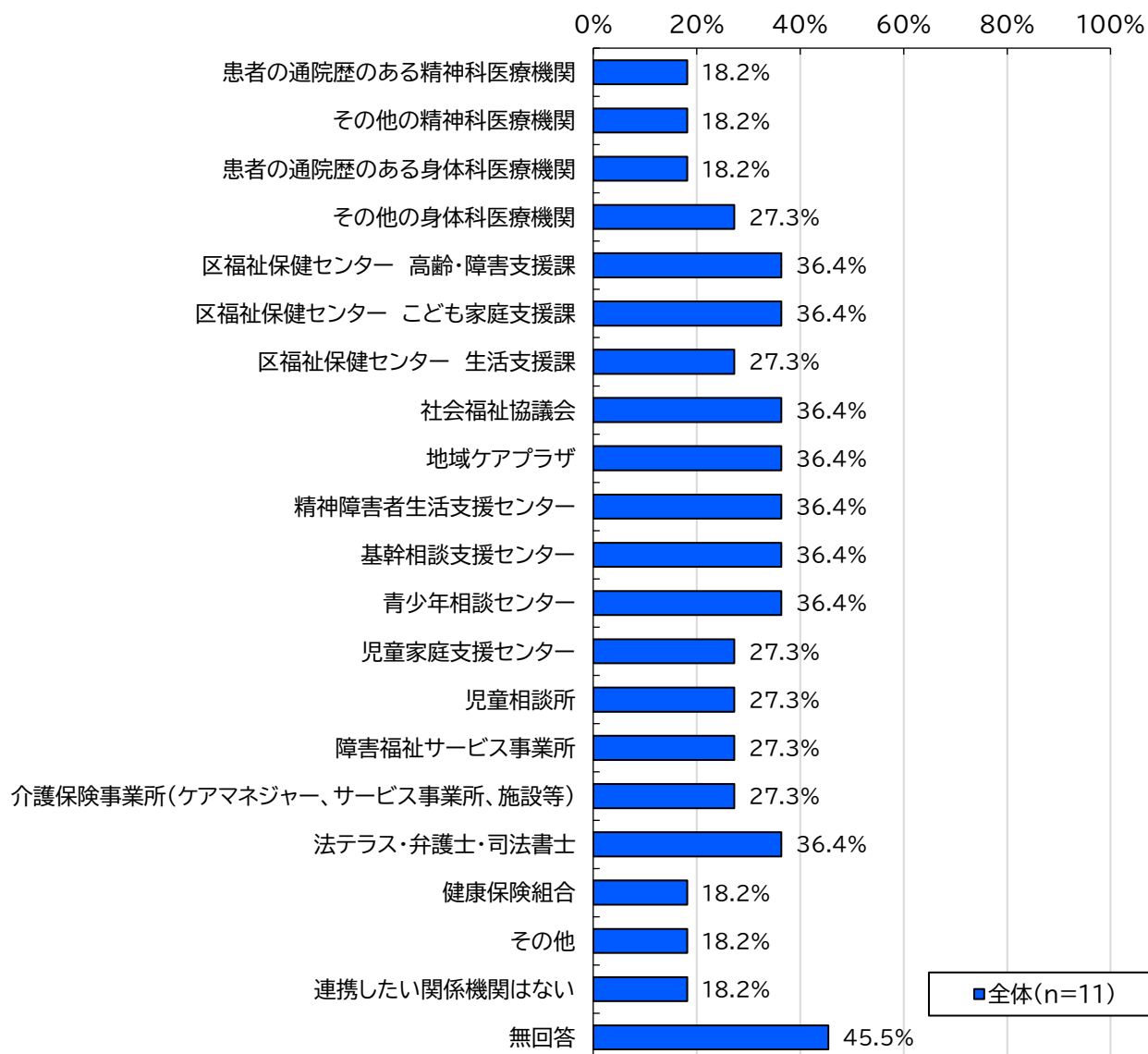


ネ 今後連携したい関係機関

今後連携したい関係機関について、「区福祉保健センター 高齢・障害支援課」「区福祉保健センター こども家庭支援課」「社会福祉協議会」「地域ケアプラザ」「精神障害者生活支援センター」「基幹相談支援センター」「青少年相談センター」「法テラス・弁護士・司法書士」の回答が 36.4%となっている。

【Q13】 貴院では、自殺未遂者への対応に関して、以下の関係機関と情報共有や患者への紹介等の連携をしていますか。また、今後連携したい関係機関を教えてください。

図表 24 今後連携したい関係機関



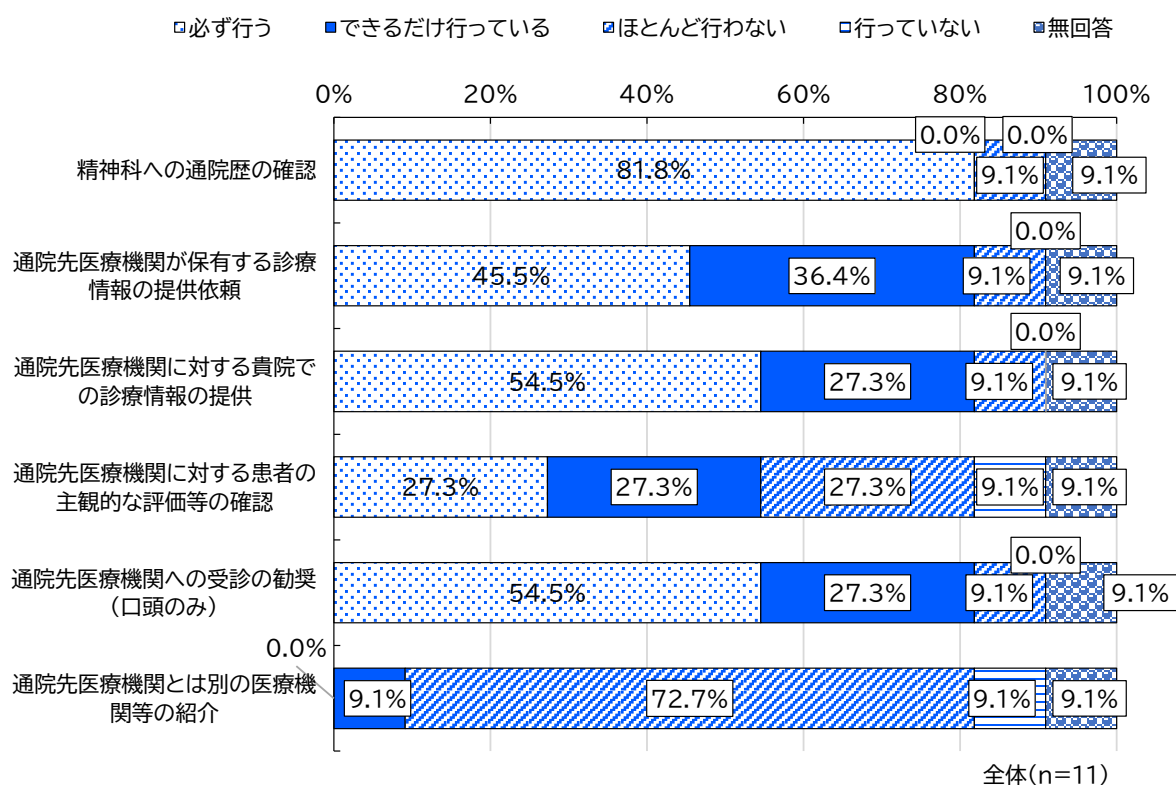
## ノ 自殺未遂者の通院先医療機関との連携

自殺未遂者の通院先医療機関との連携について、「必ず行う」「できるだけ行っている」を合わせた回答が多いのは、「精神科への通院歴の確認」「通院先医療機関が保有する診療情報の提供依頼」「通院先医療機関に対する貴院での診療情報の提供」「通院先医療機関への受診の勧奨(口頭のみ)」となっている。

一方で、「ほとんど行わない」「行っていない」を合わせた回答が多いのは、「通院先医療機関とは別の医療機関等の紹介」「通院先医療機関に対する患者の主観的な評価等の確認」となっている。

【Q14】 自殺未遂者について、以下のような対応を行っていますか。なお、実際の対応においては、本人等の同意を前提とするものは、本人等の意向確認を含めた状況についてお答えください。

図表 25 自殺未遂者の通院先医療機関との連携

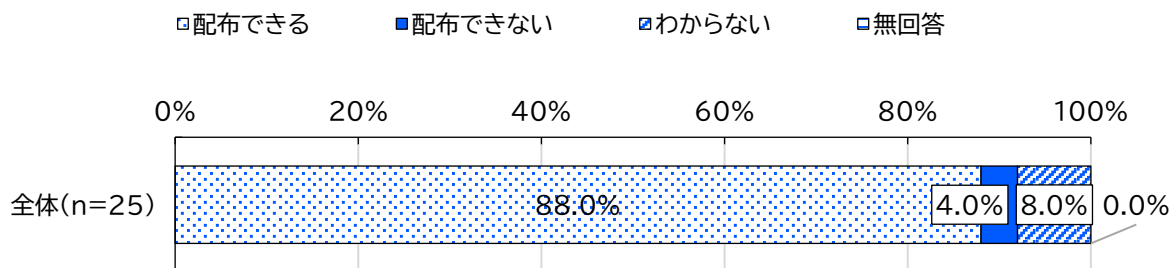


## 八 相談先一覧等の配布可否

自殺未遂者やその家族等に対する相談先一覧等の配布可否について、「配布できる」の回答が88.0%と最も多く、次いで「わからない」の回答が8.0%、「配布できない」の回答が4.0%となっている。

【Q15】 相談先一覧等を、自殺未遂者やその家族等に配布していただくことは可能ですか。

図表 26 自殺未遂者やその家族等に対する相談先一覧等の配布可否

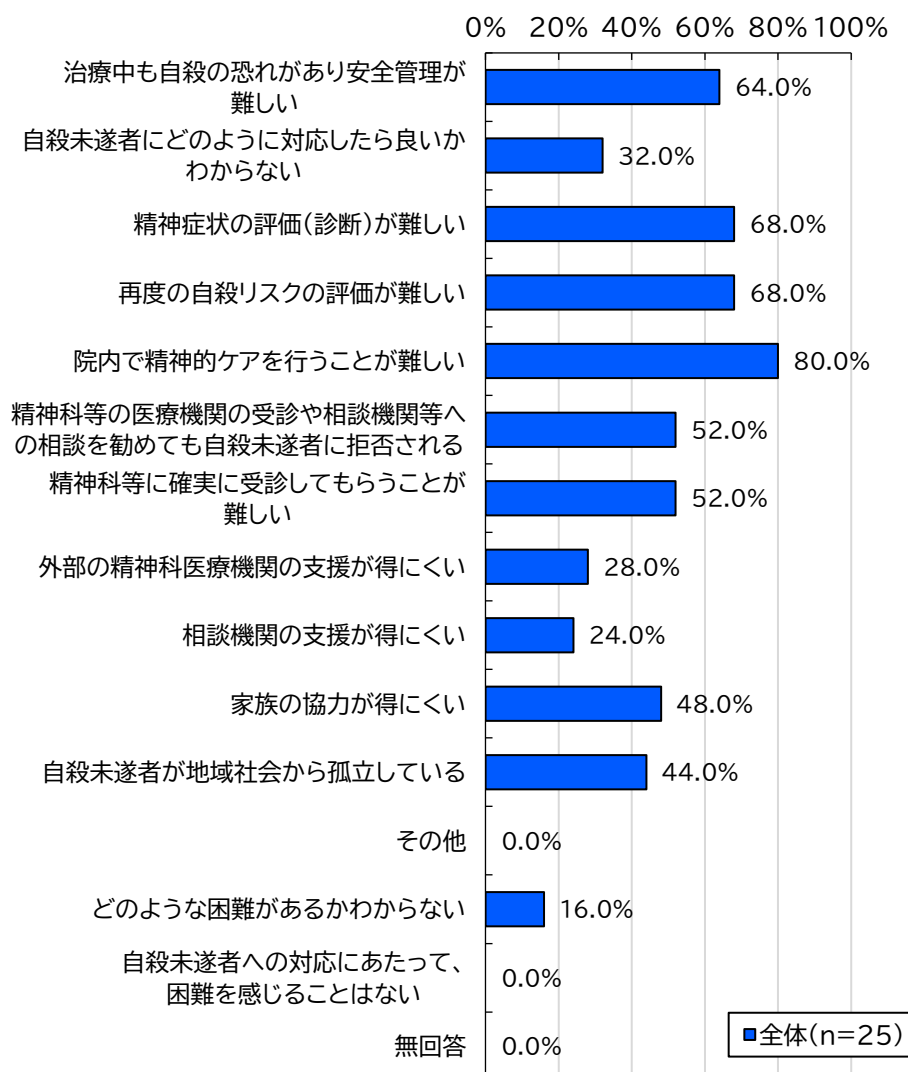


## ヒ 自殺未遂者への対応に関する困難

自殺未遂者への対応に関する困難について、「院内で精神的ケアを行うことが難しい」の回答が 80.0%と最も多く、次いで「精神症状の評価(診断)が難しい」「再度の自殺リスクの評価が難しい」の回答が 68.0%となっている。

【Q17】 自殺未遂者への対応にあたって、以下のような困難を感じることはありますか。

図表 27 自殺未遂者への対応に関する困難

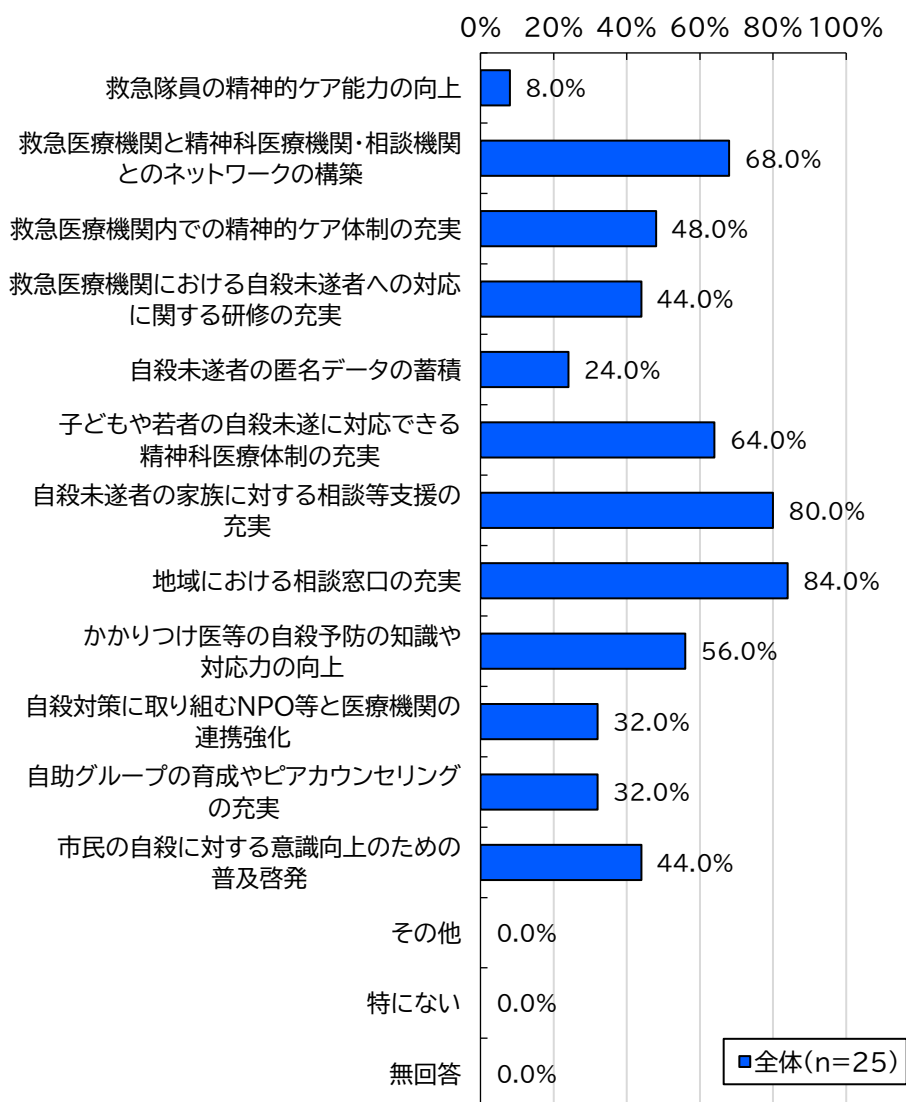


フ 自殺未遂や再企図を防止するために重要だと思うこと

自殺未遂や再企図を防止するために重要だと思うことについて、「地域における相談窓口の充実」の回答が84.0%と最も多く、次いで「自殺未遂者の家族に対する相談等支援の充実」の回答が80.0%、「救急医療機関と精神科医療機関・相談機関とのネットワークの構築」の回答が68.0%となっている。

【Q18】 自殺未遂や再企図を防止するために重要だと思うことについて教えてください。

図表 28 自殺未遂や再企図を防止するために重要だと思うこと



(3) ヒアリング調査結果のまとめ

項目	アンケートから	ヒアリングから	まとめ	施策検討のポイント
自殺未遂者対応の一般的な難しさ	<ul style="list-style-type: none"> <li>Q17「院内で精神的ケアを行うことが難しい」80.0%、「精神症状の評価(診断)が難しい」「再度の自殺リスクの評価が難しい」68.0%、「治療中も自殺の恐れがあり安全管理が難しい」64.0%、「精神科等の医療機関の受診や相談機関等への相談を進めても自殺未遂者に拒否される」52.0%、「精神科等に確実に受診してもらうことが難しい」52.0%。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>背景課題の複雑さ</li> <li>本人・家族の動機づけ</li> <li>社会的孤立</li> <li>支援資源の制約</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>自殺未遂者本人やその家族の特徴として、背景課題の複雑さ、社会的な孤立、動機づけの低さがヒアリングで挙げられた。動機づけの低さについては、アンケートにおいても「精神科等の医療機関の受診や相談機関等への相談を進めても自殺未遂者に拒否される」52.0%、「精神科等に確実に受診してもらうことが難しい」52.0%として半数以上を占めた。</li> <li>医療機関の特徴としては、病床や人員などの資源制約がヒアリングで挙げられていた。アンケートからは、「院内で精神的ケアを行うことが難しい」80.0%や「治療中も自殺の恐れがあり安全管理が難しい」64.0%のような院内の体制面のほか、「精神症状の評価(診断)が難しい」「再度の自殺リスクの評価が難しい」68.0%のようなアセスメント技術に関する項目が上位に挙がっていた。</li> </ul>	—
自殺未遂者支援において求められる全般的な支援策	<ul style="list-style-type: none"> <li>Q18「地域における相談窓口の充実」84.0%、「自殺未遂者の家族に対する相談等支援の充実」80.0%、「救急医療機関と精神科医療機関・相談機関とのネットワークの構築」68.0%、「子どもや若者の自殺未遂に対応できる精神科医療体制の充実」64.0%、「かかりつけ医等の自殺予防の知識や対応力の向上」56.0%。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>コーディネーター配置の必要性</li> <li>機関・団体の組織化やネットワーク化の必要</li> <li>啓発活動・講習会の充実</li> <li>自殺未遂者の入院制度</li> <li>かかりつけ医の対応充実</li> <li>訪問看護の充実</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>アンケートとヒアリングで共通する対応策として、「関係機関のネットワーク化」が挙げられる。アンケートでは、「救急医療機関と精神科医療機関・相談機関とのネットワークの構築」68.0%、関連して「地域における相談窓口の充実」84.0%が上位に挙がっていた。ヒアリングにおいては、関係機関が円滑に連携するために、自殺未遂者個人の情報把握し、関係機関同士の仲介を担う司令塔的存在としてコーディネーターを配置する必要があるとの意見も聞かれた。また、相談機関の人材育成のために、ケースワーク研修を実施することの重要性のほか、関係機関の中でも訪問看護ステーションの重要性に関する意見が聞かれた。</li> <li>また、かかりつけ医に関わるものとして、アンケートでは「かかりつけ医等の自殺予防の知識や対応力の向上」56.0%が半数以上を占め、ヒアリングでもかかりつけ医が自殺企図を繰り返す要因をアセスメントし治療的介入を検討する重要性が指摘されていた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>関係機関のネットワーク化</li> <li>コーディネーターの配置検討</li> <li>関係機関の人材の育成(自殺未遂者支援の知識・スキルの底上げと統一のための研修の充実)</li> <li>かかりつけ医や訪問看護ステーション等の重要なステークホルダーとの協働方法や枠組みの検討</li> <li>家族、子ども・若者への相談体制</li> </ul>
地域ケアへ移行する際の困難・課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>Q12「半数未満のケースで行っている」「行っていない」が多い:「相談機関へ紹介する(紹介状を渡す、連絡をする等)」「相談機関について本人・家族等に情報提供する」「院外精神科へ紹介する(紹介状を渡す、連絡をする等)」</li> <li>Q13今後連携したい関係機関:「区福祉保健センター 高齢・障害支援課」「区福祉保健センター こども家庭支援課」「社会福祉協議会」「地域ケアプラザ」「精神障害者生活支援センター」「基幹相談支援センター」「青少年相談センター」「法テラス・弁護士・司法書士」</li> <li>Q14 通院先医療機関との連携について、「必ず行う」「できるだけ行っている」が多い:「精神科への通院歴の確認」「通院先医療機関が保有する診療情報の提供依頼」「通院先医療機関に対する貴院での診療情報の提供」「通院先医療機関への受診の勧奨(口頭のみ)」となっている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>本人の支援動機が低い</li> <li>医療機関の負担が大きい</li> <li>相談機関の対応への不安</li> <li>情報共有の非効率性</li> <li>独居者対応の困難</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>アンケートからは、「相談機関へ紹介する(紹介状を渡す、連絡をする等)」「相談機関について本人・家族等に情報提供する」が比較的行われていないことが明らかとなり、また、ヒアリングからも相談機関の対応について医療機関が不安を抱えていることが明らかとなった。</li> <li>一方で、アンケートから、医療機関としては、様々な相談機関(区役所の高齢・障害・子ども担当部局、社協、地域ケアプラザ等)や団体(司法関連団体)との連携を希望していることも明らかとなった。</li> <li>このことから、地域ケアへの移行においても、医療機関と地域の相談機関との連携が課題となっていることが伺える。</li> </ul>	—
地域ケアへの移行に当たっての求められる支援策	<ul style="list-style-type: none"> <li>Q18「救急医療機関と精神科医療機関・相談機関とのネットワークの構築」68.0%(再掲)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>コーディネーターの配置・育成の必要性</li> <li>人的・財源的資源の確保</li> <li>医療機関同士の連携の促進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域ケアへの意向に当たっても、コーディネーターの配置やその育成が求められている。</li> <li>また、アンケートとヒアリングの共通点として、病病連携や病診連携をはじめとした医療機関同士の連携と、連携を促進するためにICT化による情報共有を効率化する必要性が指摘された。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>コーディネーターの配置検討</li> <li>医療機関同士の連携の促進</li> <li>医療機関同士の情報共有の効率化</li> </ul>



## ◆重点施策1の関連事業◆

No.	事業名	事業内容	基本施策					重点施策			担当課
			基1	基2	基3	基4	基5	重1	重2	重3	
1	自殺対策学校出前講座	小・中・高校、専門学校の児童・生徒や職員等を対象に自殺に関する普及啓発やゲートキーパー養成をおこなう。	○	○	○	○		○		○	健康福祉局こころの健康相談センター
2	大学や専修学校等と連携した啓発	自殺対策啓発ポスターやメンタルヘルス関連冊子等の啓発資材の提供		○				○			健康福祉局こころの健康相談センター
3	インターネットを活用した相談事業【相談先表示】	「死にたい」等の自殺に関するさまざまな用語検索に対して、適切な相談窓口を案内するメッセージの表示や、自殺に直接繋がる可能性のあるキーワードの検索者に対するインターネットツールを使用した相談対応を実施。	○	○	○			○	○		健康福祉局こころの健康相談センター
4	インターネットを活用した相談事業【相談】	「死にたい」等の自殺に関するさまざまな用語検索に対して、適切な相談窓口を案内するメッセージの表示や、自殺に直接繋がる可能性のあるキーワードの検索者に対するインターネットツールを使用した相談対応を実施。		○				○			健康福祉局こころの健康相談センター
5	横浜市児童虐待防止医療ネットワーク(YMN)の開催	横浜市児童虐待防止医療ネットワーク(YMN)での事例共有や研修(医師会と連携した BEAMS 研修等)の実施						○			こども青少年局 こどもの権利擁護課
6	児童虐待防止医療従事者向け研修	医師会と連携した BEAMS 研修の実施						○			こども青少年局 こどもの権利擁護課
7	児童精神科医によるコンサルテーション事業	児童虐待対応の知識と経験のある児童精神科医から、養育支援・児童虐待対応に関する助言を受け、支援内容の充実を図る		○	○			○			こども青少年局 こどもの権利擁護課
8	虐待防止サポーター事業	児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応のために、児童と直接接する職種や地域の民生委員・児童委員等を対象に講座を行い、地域の支援体制を強化し、体罰によらない子育てを推進する。			○			○			こども青少年局 こどもの権利擁護課
9	児童虐待防止対策事業	児童虐待に係る相談体制の充実、相談支援機能の強化等に取り組み、早期発見・早期対応を図る。		○	○			○			こども青少年局 こどもの権利擁護課
10	かながわ子ども家庭 110 番相談 LINE	児童虐待の未然防止、早期発見・早期対応につなげるため、親子関係や家族の悩み、子育ての不安など、子どもにかかわる相談を実施		○	○			○			こども青少年局 こどもの権利擁護課
11	「よこはまチャイルドライン」への補助	18歳までの子どもの声を受け止める電話であるチャイルドラインに対して、運営費や相談を受ける者の人材育成のための経費の一部を補助。		○	○			○			こども青少年局 こどもの権利擁護課
12	全身診察ができる医師の育成・研修	性的虐待を受けた児童に対し、専門的な方法を用いた面接や診察を実施し、子どもに起こった被害の発見・確認、子どもの負担や不安の軽減を図ることができる医師を養成する。		○	○			○			こども青少年局 児童相談所
13	よこはま子ども虐待ホットライン(24時間フリーダイヤル)	児童虐待の未然防止、早期発見・早期対応につなげるため、親子関係や家族の悩み、子育ての不安など、子どもにかかわる相談を実施		○	○			○			こども青少年局 児童相談所
14	横浜市情報サイト「ふあんみつけ」	高校生世代が不安や悩みを相談できる場所、ゆっくり過ごしたり、勉強ができる場所を探すことができるほか、同世代の青少年が作成した活動のレポートを掲載し、交流を促す		○	○			○			こども青少年局 青少年育成課
15	地域若者サポートステーション	若年無業者や社会的ひきこもり状態にある若者の職業的自立に向けて、就労に向けた総合相談や、若者一人ひとりにあった支援プログラムを作成し、他の就労支援機関と連携しながら継続的な支援を実施		○	○			○			こども青少年局 青少年育成課
16	よこはま子ども・若者相談室	2023年9月開始予定 39歳以下対象 月・水・日 14時～21時 ・①子ども若者総合相談、②引きこもり相談、LINEのメニューから選べるようにしている。本人の見立てを行い、同意が得られれば青少年相談センターの電話相談につなぐ支援を実施		○	○			○			こども青少年局 青少年育成課
17	地域ユースプラザ事業	個別相談だけでなく、グループ活動やテーマ別の講座、社会参加体験等、複数のプログラムを組み合わせた支援を実施。また、自由に過ごすことができる居場所を運営		○	○			○			こども青少年局 青少年育成課
18	若者相談支援スキルアップ研修～メンタルヘルスコース	地域支援機関の職員を対象に若者のメンタルヘルスに関する専門研修を実施			○	○		○			こども青少年局 青少年相談センター
19	ひきこもり等困難を抱える若者の専門相談	困難を抱える若者(15～39歳)やそのご家族を対象に、地域ユースプラザの地域連携相談員(社会福祉士等)が定期的に、区役所で専門相談を実施		○	○			○			こども青少年局 青少年相談センター
20	ひきこもり等の若者支援セミナー・相談会	各区で、地域ユースプラザが、困難を抱える若者の現状や若者への関わり方等についての理解を深めるセミナーと、ご本人やご家族を対象とした個別相談会を実施		○	○			○			こども青少年局 青少年相談センター
21	子どもの貧困対策推進事業(地域における子どもの居場所づくり推進事業)	いわゆる「子ども食堂」等の地域の取組が、子どもにとって安心できる居場所となり、困難を抱える子どもへの気づきや見守り等ができるよう、身近な地域における居場所づくりを支援する。		○				○			こども青少年局地域子育て支援課

22	情報モラル	GIGA スクール構想で整備された1人1台端末の活用も含め、インターネットがある社会で、子どもが安心して生活し、心身ともに健やかに育ち、社会の一員として参画していくために、リーフレットを作成し、学校と家庭が連携して情報モラルに取り組む。	○	○								教育委員会事務局 小中学校企画課 人権教育・児童生徒課
23	こどものメンタルヘルス等に関する教職員対象の研修の実施	こどもの発達段階に応じた、メンタルヘルスの特徴や対応方法について学ぶための研修を実施	○	○	○	○	○	○	○			教育委員会事務局 健康教育・食育課
24	依存症対策事業(啓発)	ゲーム障害も含めた依存症の正しい理解を促進する、小中学校での啓発資料の配布や理解に向けた授業等の実施							○			教育委員会事務局 健康教育・食育課
25	子どもの社会的スキル横浜プログラム(Y-P)を活用した、SOSサインの出し方・受け方・つなぎ方教育を推進	暴力行為やいじめ等の問題行動の未然防止、早期発見・対応につなげ、子どもの自己肯定感をはぐくみ、仲間との関わりが豊かになることを目指し、横浜市教育委員会が開発した教員用の指導ツール。 子どもたちがコミュニケーション能力や人間関係を築く力を身に付けるための「指導プログラム」と、教員が子どもの個々や集団の状況を把握するための「Y-P アセスメント」で構成されている。 「SOS の出し方教育プログラム」は、子ども自身が問題や課題に対して効果ある対処法を選択し、SOS のサインを発したり、誰かに助けを求めたり、自分で解決していくための「社会的スキル」を身につけられるように編集されている。全市立学校に、年間1回以上のプログラム実施を通知している。	○	○	○	○			○			教育委員会事務局 人権教育・児童生徒課
26	自殺予防の周知徹底	全市立学校に対して、定期的な通知文および啓発、校内研修資料等の発出による普及啓発や注意喚起を行う。		○	○				○			教育委員会事務局 人権教育・児童生徒課
27	教職員向けの傾聴研修の実施	小中学校で児童支援生徒指導を担う専任教諭に対し、傾聴に関する集中研修を実施する。	○	○	○	○	○		○			教育委員会事務局 人権教育・児童生徒課
28	教職員向けの研修の実施	性的マイノリティについて理解を深めたり、学校において必要な人権的な配慮や支援について考えたりするための研修が実施できるよう体制を整え、学校現場の要請に対応する。	○	○			○		○			教育委員会事務局 人権教育・児童生徒課
29	スクールカウンセラーの配置	児童生徒及びその保護者に対し、学校や相談機関で適切な教育相談が行われ、児童生徒が抱える課題の早期発見、早期支援、再発防止が図れるよう、スクールカウンセラーを配置する		○	○			○	○			教育委員会事務局 人権教育・児童生徒課
30	スクールソーシャルワーカーの配置	児童生徒及びその保護者に対し、学校や相談機関で適切な教育相談が行われ、児童生徒が抱える課題の早期発見、早期支援、再発防止が図れるよう、スクールソーシャルワーカーを配置する		○	○			○	○			教育委員会事務局 人権教育・児童生徒課
31	市民啓発活動	横浜市いじめ防止基本方針に基づき、児童生徒をいじめから守り、社会全体でいじめ防止に取り組むため、12月を「横浜市いじめ防止啓発月間」と位置付け、取組を実施			○				○			教育委員会事務局 人権教育・児童生徒課
32	学校生活あんしんダイヤル(いじめの申し立て窓口)	いじめや不登校など学校には相談しにくい内容などに対して、スクールソーシャルワーカーによる相談を実施		○	○				○			教育委員会事務局 人権教育・児童生徒課
33	24時間子どもSOSダイヤル	24時間365日体制で、市内在住・在学の子ども及びその保護者を対象に、いじめ、困ったことや悩みなどに関する相談を実施		○	○				○			教育委員会事務局 人権教育・児童生徒課
34	いじめ解決一斉キャンペーン(全校アンケート)の実施	全校一斉の児童生徒を対象としたアンケート調査を、5月には記名式、12月の「横浜市いじめ防止啓発月間」及び人権週間の期間には、無記名式で行い、いじめをはじめとした児童生徒の不安に対し子どもと向き合い解決を目指す。							○			教育委員会事務局 人権教育・児童生徒課
35	不登校児童生徒支援事業	不登校の児童生徒に「安心できる居場所」及び「個別最適な学びの機会」の提供を通じて、不登校児童生徒の社会的自立を支援する事業			○				○			教育委員会事務局 人権教育・児童生徒課
36	児童生徒の危機に対応する体制の整備	いじめ、事件事故等が発生した際に、危機対応を行うチームを設置し対応している						○	○		○	教育委員会事務局 人権教育・児童生徒課
37	特別支援教育コーディネーターの配置	児童生徒一人ひとりの実態に応じた指導・支援を行うため、各学校において、特別支援教育に関する委員会や研修の企画・運営、関係諸機関や他校との連絡・調整、保護者からの相談窓口等の役割を担う教員を配置する			○				○			教育委員会事務局 特別支援教育課
38	FriendSHIP よこはまの実施	主に10代を対象とした(時間を限定する形で)安心して過ごすことができるスペースを提供		○					○			市民局人権課
39	個別専門相談:「よこはま LGBT 相談」	主に39歳までの当事者、家族、教員等を対象に、性的少数者支援に携わっている臨床心理士による対面相談の実施。		○	○				○			市民局人権課
40	薬物乱用防止啓発	薬物乱用防止教育の普及強化を図るため、青少年向けリーフレットを作成し、中学校への配布や、市立小中学校の教員を対象とした講習会を開催する。薬物乱用防止連絡会において、青少年を対象とした薬物乱用防止活動の充実を図る。							○			医療局医療安全課

◆重点施策2の関連事業◆

No.	事業名	事業内容	基本施策					重点施策			担当課
			基1	基2	基3	基4	基5	重1	重2	重3	
1	インターネットを活用した相談事業 【相談先表示】	「死にたい」等の自殺に関するさまざまな用語検索に対して、適切な相談窓口を案内するメッセージの表示や、自殺に直接繋がる可能性のあるキーワードの検索者に対するインターネットツールを使用した相談対応を実施。	○	○	○			○	○		健康福祉局こころの健康相談センター
2	助産制度	生活保護世帯などの出産費用を負担できない方が、安心して入院出産できるよう補助を行う、児童福祉法に定められた制度。							○		こども青少年局 こどもの権利擁護課
3	横浜市 DV 相談支援センター	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律に基づき配偶者等からの暴力の相談を受ける。暴力には性暴力も含まれる。相談者からのニーズや状況に応じた助言や情報提供を行う。(前回掲載)		○	○					○	こども青少年局 こどもの権利擁護課
4	女性緊急一時保護施設補助事業	民間の女性緊急一時保護施設の運営費等を補助し、支援体制を確保します。		○						○	こども青少年局 こどもの権利擁護課
5	こども家庭相談	子どもや家庭に関する相談窓口を市民にとって分かりやすい身近な区役所に設置し、常時、保健師や社会福祉職等の専門職が相談内容に応じて必要な情報提供を行うとともに、子育て等に関する様々な不安や悩みに寄り添い、適切に支援する。		○	○			○		○	こども青少年局こども家庭課
6	母子家庭等就労支援事業	児童扶養手当を受給しているひとり親家庭を対象に、ひとり親サポートよこはまで就労に関する相談を実施する。		○	○					○	こども青少年局こども家庭課
7	ひとり親家庭等日常生活支援事業	就職活動や家族の病気などにより、一時的に家事・育児に困っている母子家庭、父子家庭及び専婦の方に、家庭生活支援員(ヘルパー)を派遣								○	こども青少年局こども家庭課
8	ひとり親サポートよこはま(横浜市母子家庭等就業・自立支援センター)の設置	センターに就労支援員を配置し、個々のご家庭の状況、職業適性、就業経験等に応じ、適切な助言を行う就業相談の実施を行うほか、生活相談、法律相談などの総合的な支援を実施		○	○					○	こども青少年局こども家庭課
9	にんしん SOS ヨコハマ(妊娠出産相談事業)	思いがけない妊娠や子どもを産むこと、子どもを育てることに悩む方が、孤立することなく気軽に相談支援をうけられるよう、電話やメール、LINE で相談を実施。		○	○					○	こども青少年局地域子育て支援課
10	産婦健診	産褥期の心身の健康管理の充実及び経済的負担の軽減を図るため、産婦健康診査費用の一部を助成している。また、医療機関と行政が連携し、産後うつ病の予防及び早期発見・早期支援をおこなう。			○					○	こども青少年局地域子育て支援課
11	産後母子ケア事業	訪問・ショートステイ・デイケアにて、出産後の心身や育児について、保健師・助産師等が支援をおこなう。			○					○	こども青少年局地域子育て支援課
12	こんにちは赤ちゃん訪問事業	生後4か月までの乳児がいる家庭に対し、地域の訪問員が訪問し、育児に関する情報提供等を実施。			○					○	こども青少年局地域子育て支援課
13	子育て世代包括支援センター事業	区福祉保健センターに母子保健コーディネーターを配置し、妊娠届出時に妊産婦等と面接を実施する他、支援が必要な妊産婦に対し、継続して必要な保健指導や相談支援を行う。			○					○	こども青少年局地域子育て支援課
14	母子訪問指導事業	主に第1子が出生した家庭に、母子訪問指導員や区福祉保健センターの保健師・助産師が家庭訪問を実施。		○	○					○	こども青少年局地域子育て支援課
15	周産期メンタルヘルス研修	産後うつ支援のための知識・技術の習得を目的とした研修を実施します。								○	こども青少年局地域子育て支援課
16	妊産婦メンタルヘルス連絡会	リスクのある妊産婦の早期発見と更なる支援のために、医療機関との連携について検討する連絡会を実施。			○					○	こども青少年局地域子育て支援課
17	働きづらさに悩む若年無業女性支援講座・就労体験	長期の無業やひきこもり状態にあり、働きづらさに悩む若い女性向けの社会参加を目的とした連続講座、就職活動を行うための準備を目的とした、サポートを受けながら行う就業体験		○	○					○	政策局男女共同参画推進課
18	女性しごと応援デスク	キャリアコンサルタントによる就職支援や、これからの働き方や両立の悩み、社会保険・労働条件・職場のハラスメントなどについての相談、さまざまなテーマで開催しているミニセミナーなど、ひとりひとりの状況、ライフプランにあわせてサポート。		○	○					○	政策局男女共同参画推進課
19	よこはまグッドバランス企業認定事業	女性の活躍やワーク・ライフ・バランスを推進するため、誰もが働きやすい職場環境づくりを積極的に進める市内中小企業等を「よこはまグッドバランス企業」として認定		○	○					○	政策局男女共同参画推進課
20	ハラスメント対策セミナー 企業におけるハラスメント防止研修への講師派遣	職場のハラスメント対策や、発生時の対応について、中小企業・団体の経営者、人事・労務担当者向けにセミナーを開催 企業等が実施する研修会に、横浜市男女共同参画センターのスタッフを講師として派遣		○	○					○	政策局男女共同参画推進課
21	心とからだと生き方の総合相談	パートナーとの関係(DV・デートDVなど)、家族との関係、職場の人間関係など、日常生活で直面する、さまざまな問題についてのご相談に対応。		○	○					○	政策局男女共同参画推進課

22	男女共同参画に関する人権侵害相談・申出制度	女性であること、男性であることを理由とした不利益な取扱など、性別による差別等により人権が侵害された場合の相談に対応								○	政策局男女共同参画推進課
23	DV 防止に向けた取組	・パープルライトアップ ・デート DV 防止啓発 デジタルサイネージによる啓発、SNS での広告配信 ・男女共同参画センターでの啓発 ・DV 施策推進連絡会の開催								○	政策局男女共同参画推進課
24	デート DV 防止関連事業	①予防教育(教職員向けオンライン研修・生徒向け出前ワークショップ)、②相談(チャット相談窓口「Yちゃっかる」)、③被害・加害者プログラム(デート DV 専門相談員派遣)、④広報・啓発(SNS 等による若年層への広報・啓発等)の 4 つを総合的に推進し、予防から回復まで切れ目なく支援	○	○						○	政策局男女共同参画推進課
25	DV を体験した女性のためのサポートグループの運営	DV 被害の体験を分かち合い、今後の生き方を考える場づくりを目的としたグループ相談を実施する。	○							○	政策局男女共同参画推進課
26	自助グループ支援	男女共同参画センターにおいて、男女共同参画の観点で同じ悩みを抱える当事者同士が、気持ちや経験、情報を分かち合い、支え合うための場を提供し、広報等活動を支援する。	○							○	政策局男女共同参画推進課
27	市営住宅における犯罪・DV 被害者支援	犯罪被害者及び DV 被害者の方に対して、単身者申込資格の年齢要件を緩和、定期募集における当選率の優遇、市営住宅の一時使用を実施。	○							○	建築局市営住宅課
28	犯罪被害者等相談支援事業	横浜市犯罪被害者等支援条例に基づき、性犯罪・性暴力被害にあった方の相談に応じるほか、カウンセリングの提供、日常生活支援、経済的負担の軽減支援等を実施	○	○	○					○	市民局人権課

◆重点施策3の関連事業◆

No.	事業名	事業内容	基本施策					重点施策			担当課
			基1	基2	基3	基4	基5	重1	重2	重3	
1	自殺対策学校出前講座	小・中・高校、専門学校の児童・生徒や職員等を対象に自殺に関する普及啓発やゲートキーパー養成をおこなう。	○	○	○	○			○		健康福祉局こころの健康相談センター
2	自殺未遂者のケアに活用できる相談一覧等を掲載した手引きの作成	自殺未遂やの精神科医療の必要性を評価し、必要時応じて適切な診察や相談機関に案内できるような手引きを作成し、救急医療機関等に配布する	○								健康福祉局こころの健康相談センター
3	こころといのちの地域医療支援事業	かかりつけ医を訪れた患者さんについて病等の精神疾患の可能性がある場合、その対応や精神科への紹介が円滑に行えるよう、内科等の身体科の先生方を対象に「かかりつけ医うつ病対応力向上研修」を実施。精神科紹介受入れ協力医療機関一覧・相談機関一覧を作成し、受講者に配布。	○	○	○	○					健康福祉局こころの健康相談センター
4	救命救急センターにおける自殺未遂者再発防止事業	三次救急医療機関に搬送された自殺未遂者に対するケースマネジメントによる支援をおこなう。			○	○					健康福祉局こころの健康相談センター
5	自殺未遂者支援に関する研修	医療従事者等の自殺未遂者に関わる支援者を対象に、自殺リスクの適切な評価を行い、再度の自殺未遂の防止につなげるための研修を行う。	○		○	○					健康福祉局こころの健康相談センター
6	地域自殺対策推進センター事業	地域自殺対策推進センターにおいて、精神保健福祉士等の専門職を配置する。自殺統計、人口動態統計、市民意識調査(おおむね5年に1回実施)など関係統計を解析し、関係機関や市民に提供する。			○						健康福祉局こころの健康相談センター
7	自殺未遂者フォローアップ調査事業	二次救急医療機関に搬送された自殺未遂者に対するケースマネジメントによる支援及び定期的なフォローアップ支援をおこなう。			○	○					健康福祉局こころの健康相談センター
8	措置入院患者の退院後支援事業	措置入院となった方を対象に、当事者及び支援者間で退院後の支援に関する情報を共有し計画を作成。退院後に医療を継続し、安定した地域生活を送れるよう支援を実施。									健康福祉局こころの健康相談センター
9	よこはま自殺対策ネットワーク協議会	本市における自殺対策を総合的に推進していくため、民生委員などの市民代表や、自殺対策に取り組む支援団体と行政で、情報交換や関係機関の連携及び協力の推進、一体的な広報啓発活動を図る	○		○						健康福祉局こころの健康相談センター
10	自殺対策基礎研修	行政職員や支援機関職員を対象に、自殺対策の基本的な知識を学び、自死遺族等への対応やゲートキーパーの基礎について研修を実施する。	○			○	○				健康福祉局こころの健康相談センター
11	自殺対策相談実践研修	悩みを打ち明けられ、相談を受けた人が抱え込まず、支援機関等へつなげられるようにするため、自殺対策相談実践研修を市民等も受講できるようにする	○			○	○				健康福祉局こころの健康相談センター
12	自殺対策に関わる人材育成	様々な分野でのゲートキーパーの養成につながるよう、対面による研修だけでなく、WEB等も活用した養成を行う	○	○		○					健康福祉局こころの健康相談センター
13	自殺対策普及啓発	悩みを抱えている人が必要な支援、相談窓口につながるよう、また自殺に関する正しい知識が普及するよう、関係団体等と協力し、多様な手段を用いて啓発を実施する。また、自殺対策強化月間および自殺予防週間(9月と3月)には、集中的に取り組む。市内において、市民等から自殺予告に関するメール等を受信した場合、迅速・適切に対応できるよう周知する。	○	○	○						健康福祉局こころの健康相談センター
14	生活困窮者自立支援制度	生活にお困りの方の課題の解決や生活の立て直しについて、関係機関等と連携し、包括的な相談支援を行う。		○	○						健康福祉局生活支援課
15	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	精神障害者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしができるよう、保健と医療と福祉の関係者による協議の場を通じ、関係者間の連携による地域支援体制を構築する。		○	○						健康福祉局精神保健福祉課
16	精神科救急医療対策事業	精神疾患の急激な発症や精神症状の悪化などで早急に適切な精神科医療を必要とする患者等の相談に応じる他、法に基づく診察の実施や医療機関の紹介を行う。			○						健康福祉局精神保健福祉課
17	精神保健福祉相談	区福祉保健センターの精神保健福祉相談員が本人や家族等に対して、精神科病院等の受診受療や社会参加等精神保健福祉に関する相談に対応する。		○	○						健康福祉局精神保健福祉課
18	児童生徒の危機に対応する体制の整備	いじめ、事件事故等が発生した際に、危機対応を行うチームを設置し対応している					○	○			教育委員会事務局 人権教育・児童生徒課

◆基本施策1の関連事業◆

No.	事業名	事業内容	基本施策					重点施策			担当課
			基1	基2	基3	基4	基5	重1	重2	重3	
1	こころの健康に関する普及啓発事業	メンタルヘルスに関する講演会・リーフレット配布、ホームページなどを通して、普及啓発を実施。	○	○							健康福祉局こころの健康相談センター
2	自殺対策学校出前講座	小・中・高校、専門学校の児童・生徒や職員等を対象に自殺に関する普及啓発やゲートキーパー養成をおこなう。	○	○	○	○			○		健康福祉局こころの健康相談センター
3	インターネットを活用した相談事業【相談先表示】	「死にたい」等の自殺に関するさまざまな用語検索に対して、適切な相談窓口を案内するメッセージの表示や、自殺に直接繋がる可能性のあるキーワードの検索者に対するインターネットツールを使用した相談対応を実施。	○	○	○				○	○	健康福祉局こころの健康相談センター
4	こころといのちの地域医療支援事業	かかりつけ医を訪れた患者さんにうつ病等の精神疾患の可能性がある場合、その対応や精神科への紹介が円滑に行えるよう、内科等の身体科の先生方を対象に「かかりつけ医うつ病対応力向上研修」を実施。精神科紹介受入れ協力医療機関一覧・相談機関一覧を作成し、受講者に配布。	○	○	○	○					健康福祉局こころの健康相談センター
5	自殺未遂者ケア研修	自殺予防に関する基礎知識やハイリスク精神疾患患者のケアのスキル等の研修の実施	○		○	○					健康福祉局こころの健康相談センター
6	よこはま自殺対策ネットワーク協議会	本市における自殺対策を総合的に推進していくため、民生委員などの市民代表や、自殺対策に取り組む支援団体と行政で、情報交換や関係機関の連携及び協力の推進、一体的な広報啓発活動を図る	○		○						健康福祉局こころの健康相談センター
7	自殺対策基礎研修	行政職員や支援機関職員を対象に、自殺対策の基本的な知識を学び、自死遺族等への対応やゲートキーパーの基礎について研修を実施する。	○			○	○				健康福祉局こころの健康相談センター
8	自殺対策相談実践研修	悩みを打ち明けられ、相談を受けた人が抱え込まず、支援機関等へつなげられるようにするため、自殺対策相談実践研修を市民等も受講できるようにする	○			○	○				健康福祉局こころの健康相談センター
9	自殺対策に関わる人材育成	様々な分野でのゲートキーパーの養成につながるよう、対面による研修だけでなく、WEB等も活用した養成を行う	○	○		○					健康福祉局こころの健康相談センター
10	自殺対策普及啓発	悩みを抱えている人が必要な支援、相談窓口につながるよう、また自殺に関する正しい知識が普及するよう、関係団体等と協力し、多様な手段を用いて啓発を実施する。また、自殺対策強化月間および自殺予防週間(9月と3月)には、集中的に取り組む。市内において、市民等から自殺予告に関するメール等を受信した場合、迅速・適切に対応できるよう周知する。	○	○	○						健康福祉局こころの健康相談センター
11	精神保健福祉研修	精神保健福祉関連機関の職員を対象に相談対応技術、相談支援、受診受療援助の質の向上を目的に基礎的な精神医学の知識等を学ぶ研修を実施。	○			○					健康福祉局こころの健康相談センター
12	心のサポーター養成事業	メンタルヘルスや精神疾患への正しい知識を持ち、地域や職場でメンタルヘルスの問題を抱える人や家族に対してできる範囲で手助けをする「心のサポーター(通称:ここサポ)」を養成します、	○								健康福祉局こころの健康相談センター
13	横浜市庁内自殺対策連絡会議	総合的な自殺対策の推進に向け、庁内関係局課による情報共有、対策の検討を目的とした会議の開催	○	○							健康福祉局こころの健康相談センター
14	自殺未遂者のケアに活用できる相談一覧等を掲載した手引きの作成	自殺未遂者の精神科医療の必要性を評価し、必要時応じて適切な診察や相談機関に案内できるような手引きを作成し、救急医療機関等に配布する	○								健康福祉局こころの健康相談センター
15	地域ネットワーク構築支援事業	地域の中で、生活困窮者を早期に把握するためのネットワークづくりや自立した生活を支えるためのネットワークづくりを身近な地域の関係機関等と協働して実施する事業	○	○							健康福祉局生活支援課
16	児童虐待防止に関する啓発	毎月5日を子供虐待防止推進の日と定め、毎年11月の児童虐待防止推進月間と共に、こども青少年局、各区こども家庭支援課、各児童相談所が虐待防止に関する啓発活動を実施します。	○								こども青少年局 こどもの権利擁護課
17	公園整備事業	心身の健康・保持増進等に配慮しながら、地域のニーズを踏まえて、老朽化した公園の再整備の計画的な実施や、公園が不足している地域への新たな公園整備を推進する。	○	○	○						環境創造局みどりアップ推進課
18	こどものメンタルヘルス等に関する教職員対象の研修の実施	こどもの発達段階に応じた、メンタルヘルスの特徴や対応方法について学ぶための研修を実施	○	○	○	○	○	○			教育委員会事務局 健康教育・食育課
19	情報モラル	GIGAスクール構想で整備された1人1台端末の活用も含め、インターネットがある社会で、子どもが安心して生活し、心身ともに健やかに育ち、社会の一員として参画していくために、リーフレットを作成し、学校と家庭が連携して情報モラルに取り組む。	○	○					○		教育委員会事務局 小中学校企画課 人権教育・児童生徒課

20	子どもの社会的スキル横浜プログラム(Y-P)を活用した、SOSサインの出し方・受け方・つなぎ方教育を推進	暴力行為やいじめ等の問題行動の未然防止、早期発見・対応につなげ、子どもの自己肯定感を高くし、仲間との関わりが豊かになることを目指し、横浜市教育委員会が開発した教員用の指導ツール。 子どもたちがコミュニケーション能力や人間関係を築く力を身に付けるための「指導プログラム」と、教員が子どもの個々や集団の状況を把握するための「Y-P アセスメント」で構成されている。 「SOSの出し方教育プログラム」は、子ども自身が問題や課題に対して効果ある対処法を選択し、SOSのサインを発したり、誰かに助けを求めたり、自分で解決していくための「社会的スキル」を身につけられるように編集されている。全市立学校に、年間1回以上のプログラム実施を通知している。	○	○	○	○	○			教育委員会事務局 人権教育・児童生徒課	
21	教職員向けの傾聴研修の実施	小中学校で児童支援生徒指導を担う全専任教諭に対し、傾聴に関する集中研修を実施する。	○	○	○	○	○	○			教育委員会事務局 人権教育・児童生徒課
22	教職員向けの研修の実施	性的マイノリティについて理解を深めたり、学校において必要な人権的な配慮や支援について考えたりするための研修が実施できるよう体制を整え、学校現場の要請に対応する。	○	○		○		○			教育委員会事務局 人権教育・児童生徒課
23	健康経営セミナーの開催	健康経営に関する最新情報をお知らせするほか、市内事業所に登壇いただき、取組事例の報告・共有を実施	○								経済局中小企業振興課
24	健康経営支援拠点の設置	健康経営を普及促進のため健康経営の取組やメンタルヘルスなどの無料セミナーの開催、健康機器を使った健康状態の自己チェック、健康関連の相談会などを実施	○								経済局中小企業振興課
25	中小企業への情報発信	経済局メールマガジン「企業支援@ヨコハマ」等により、各種イベントやセミナー、助成金などの中小企業支援に関する情報を発信	○								経済局中小企業振興課
26	小規模事業者向け相談・支援等	IDEC 横浜の職員と専門相談員による小規模事業者を支援するチームが、専用ダイヤルからの連絡を受け、相談窓口に来ることが難しい小規模事業者の現場へ出向き、課題の整理と解決に向け横浜市信用保証協会や金融機関等とも連携しながら支援を実施	○								経済局中小企業振興課
27	「働く人の相談室」の設置	「働く人の相談室」(労働情報・相談コーナー)を設置し、労働者が直面する各種問題(労働問題、法律問題、職場の悩み、がん治療と就業の両立)に関する相談に対応している。	○			○					経済局雇用労働課
28	犯罪被害者等相談支援事業	横浜市犯罪被害者等支援条例に基づき、性犯罪・性暴力被害にあった方の相談に応じるほか、カウンセリングの提供、日常生活支援、経済的負担の軽減支援等を実施	○	○	○				○		市民局人権課
29	企業等への性的マイノリティに関する啓発	多様な性のあり方への理解促進のため、企業向け研修への講師派遣や事業者への資料提供等により、企業・事業者への啓発を実施。	○								市民局人権課
30	市民への性的マイノリティに関する啓発	多様な性のあり方への理解促進のため、啓発タペストリー・パネルの展示や広報よこはま人権特集におけるコラム掲載等による市民への啓発を実施。	○								市民局人権課
31	人権啓発	一人ひとりの市民が互いに人権を尊重しあい、ともに生きる社会を目指すために、性的少数者、犯罪被害者等、様々な人権課題に対する啓発を行う。また、人権擁護委員と連携し、区民まつり等を活用して人権啓発を行う。	○			○					市民局人権課

◆基本施策2の関連事業◆ ※重点施策1～3に掲載がある事業は省略しています。

No.	事業名	事業内容	基本施策					重点施策			担当課
			基1	基2	基3	基4	基5	重1	重2	重3	
1	横浜市庁内自殺対策連絡会議	総合的な自殺対策の推進に向け、庁内関係局課による情報共有、対策の検討を目的とした会議の開催	○	○							健康福祉局こころの健康相談センター
2	ハイリスク地対策	自殺企図の多い場所への対策として、支援者につながる専用回線を表示。		○							健康福祉局こころの健康相談センター
3	こころの健康に関する普及啓発事業	メンタルヘルスに関する講演会・リーフレット配布、ホームページなどを通して、普及啓発を実施。	○	○							健康福祉局こころの健康相談センター
4	災害時こころのケア事業	災害・事件・事故等における被災者等に対応する支援者向けに、災害時こころのケアハンドブックについて普及啓発を実施。市職員及び福祉避難所の職員を対象に災害時こころのケア研修をおこなう。		○	○						健康福祉局こころの健康相談センター
5	研修等への講師派遣	関係機関等からの依頼に基づき、講師派遣を行う。(ゲートキーパー養成を除く)		○		○					健康福祉局こころの健康相談センター
6	こころの電話相談	家庭、職場などでの人間関係のストレスによる様々な悩みや不安について、夜間・休日に電話相談を実施。		○	○						健康福祉局こころの健康相談センター
7	依存症対策事業(専門相談、回復プログラム、家族教室)	アルコール、薬物、ギャンブル等の問題に悩む家族や当事者を対象とした、専門相談やプログラムを実施。		○	○						健康福祉局こころの健康相談センター
8	地域ネットワーク構築支援事業	地域の中で、生活困窮者を早期に把握するためのネットワークづくりや自立した生活を支えるためのネットワークづくりを身近な地域の関係機関等と協働して実施する事業	○	○							健康福祉局生活支援課
9	生活保護制度	生活にお困りの方に対し、困窮の程度に応じて必要な保護を行い、最低限度の生活を保証する。また、生活保護受給中の方に対しては、その自立を支援する。		○							健康福祉局生活支援課
10	地域ケアプラザ整備・運営事業	高齢者、子ども、障害のある人など誰もが地域で安心して暮らせるよう、身近な福祉・保健の拠点としてさまざまな取組を実施。		○	○						健康福祉局地域支援課
11	障害者虐待防止事業に関する普及啓発	市民向けのリーフレット作成等により、広報を行う。また、虐待や不適切支援をなくしていくため、障害福祉サービス事業者等を対象とした研修を実施する。		○		○					健康福祉局障害施策推進課
12	疾病や障害等に関する普及啓発	地域のあらゆる方が、「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいをともに創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現や障害者差別の解消に向けた「障害者週間」などの取組を実施・推進する。各区の住民に対して、疾病や障害等に対する理解を深めるための研修や啓発活動の支援を行う。		○							健康福祉局障害施策推進課
13	障害者差別解消にむけた相談体制の推進	障害者差別に関する相談、紛争の防止等のための体制を周知する。また、相談及び紛争の防止等を地域において推進するための、地域協議会を開催する。		○							健康福祉局障害施策推進課
14	障害者相談支援事業	障害者やその家族が地域で自立した生活を送ることができる社会の実現に向けて、どこに相談しても適切に課題解決が行える相談支援体制の充実を図るとともに、障害者に関わる様々な機関が自立支援協議会等に参画し、協力・連携しながら地域づくりを行う。		○	○						健康福祉局障害施策推進課
15	障害者差別解消に関する取組の推進	行政情報発信時の視覚障害者、聴覚障害者及び知的障害者等に対して、一人ひとりの障害特性に応じた合理的配慮を行う		○							健康福祉局障害施策推進課
16	精神障害者生活支援センター事業	精神障害者が地域で自立した生活を送ることができるよう、各区に1館「精神障害者生活支援センター」を整備し、精神保健福祉士等による相談支援や日常生活の支援、地域交流の促進等を行います。		○							健康福祉局障害施設サービス課
17	中途障害者支援事業	脳血管疾患等の後遺症その他の傷病が原因で心身の機能が低下している中途障害者に対する生活訓練・地域交流・家族支援等を実施することにより、対象者の自立促進、生活の質の向上及び社会参加の促進を図ります。		○							健康福祉局高齢在宅支援課
18	地域で支える介護者支援事業	認知症・虐待防止にかかわる普及啓発、地域で支えあうまちづくり等について、医師会・薬剤師会・歯科医師会・医療機関・学校・企業・商店街・自治会町内会等と協力し地域の実情に応じて展開。		○	○	○					健康福祉局高齢在宅支援課
19	認知症高齢者地域支援事業	行方不明となった認知症高齢者等を早期発見するために連携するとともに、地域で見守り支えあう意識が向上するよう普及啓発を図り、連携の促進に取り組む。		○	○						健康福祉局高齢在宅支援課
20	認知症サポーターキャラバン事業	認知症に関する正しい知識を持ち、地域や職域において認知症の人や家族を支援する認知症サポーターの養成を実施。また、認知症サポーター養成講座の講師役となる認知症キャラバン・メイトの養成を実施。		○	○	○					健康福祉局高齢在宅支援課



21	認知症疾患医療センター事業	地域における認知症疾患の保健医療水準の向上を図ることを目的として、保健医療・介護機関等と連携を図りながら、認知症疾患に関する鑑別診断、行動・心理症状と身体合併症に対する急性期治療、専門医療相談等を実施するとともに、地域保健医療・介護関係者等への研修等を実施。		○	○							健康福祉局高齢在宅支援課
22	認知症初期集中支援推進事	認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で暮らし続けられるために、認知症の人やその家族に早期に関わる「認知症初期集中支援チーム」を設置し、早期診断・早期対応に向けた支援体制の構築を行う。		○	○							健康福祉局高齢在宅支援課
23	若年性認知症支援コーディネーターの配置	若年性認知症支援コーディネーターを配置し、若年性認知症の人や家族、関係者の相談支援を行います。若年性認知症支援コーディネーターを中心に、関係者のネットワークの調整や支援体制の充実に向けた取組も実施します。		○	○							健康福祉局高齢在宅支援課
24	訪問支援事業(訪問指導事業、訪問型短期予防サービス)	うつ病などの精神疾患により、支援が必要な人またはその家族に対し、保健師、訪問看護師等が家庭訪問による個別支援を行っている		○								健康福祉局高齢在宅支援課
25	地域ケア会議	多職種の協働のもと、高齢者の自立支援に資するケアマネジメントを支援し、地域の方々も含めた地域で高齢者を支えるネットワークを構築するとともに、具体的な地域課題やニーズを必要な社会基盤整備につなげていく。		○	○							健康福祉局高齢在宅支援課
26	老人クラブ助成事業	地域を基盤とする高齢者の自主的組織である老人クラブを支援し、その健全な発展を図るために、運営費や事業費に対して補助をおこなう。		○	○							健康福祉局高齢健康福祉課
27	老人福祉センター管理運営業務	地域の高齢者が健康で明るい生活を送ることができるよう、各種相談を受け付けるほか、健康づくり、教養の向上及びレクリエーションの機会を提供し、高齢者の社会参加を支援する。また、イベントの実施等により新規利用を促進するための健康増進事業を実施。		○	○							健康福祉局高齢健康福祉課
28	孤立予防対策	地域住民に密着したサービスを提供する電気・ガス事業者、郵便事業者、新聞販売店等に対し、それぞれの日常業務の中で、異変を発見した場合に関係機関に連絡する「緩やかな見守り」の協力を依頼している。		○								健康福祉局福祉保健課
29	ひとり暮らし高齢者等「地域で見守り」推進事業	在宅で75歳以上のひとり暮らし高齢者等について、本市が保有する個人情報を民生委員及び地域包括支援センターへ提供することにより、支援を必要とする人を的確に把握できるように支援する。また、把握した状況に応じて、相談支援や地域における見守り活動等につなげる取組を、両者と区役所が連携して実施する。		○	○							健康福祉局地域支援課
30	横浜型地域包括ケアの推進	住まいを中心に、介護、医療、生活支援・介護予防が一体的に提供される日常生活圏域ごとの包括的な支援・サービスの提供体制の構築を推進。また構築に向けた区アクションプランを策定。		○	○							健康福祉局地域包括ケア推進課
31	ひきこもり地域支援センター	ひきこもり状態にある人が社会から孤立せず、当事者・家族が抱える不安が解消されるよう、市民や支援者向けの理解促進のための情報発信・啓発や当事者・家族等への支援に取り組みます。また、地域で相談支援を行う関係機関との連携やバックアップ体制を強化します。		○								健康福祉局ひきこもり支援課・子ども青少年局青少年相談センター
32	地域子育て支援拠点事業	就学前の子どもとその保護者が遊び、交流するスペースの提供、子育て相談、子育て情報の提供などを行う子育て支援の拠点。		○	○							子ども青少年局地域子育て支援課
33	親と子のつどいの広場事業	地域の子育て中の親子(主に0～3歳の未就学児と保護者)を対象に、マンションの一室や商店街の空き店舗などで、子育て親子の交流、子育て相談の実施、子育て関連情報の収集・提供、講習の実施をおこなう。		○	○							子ども青少年局地域子育て支援課
34	子育て支援者事業	子育ての経験者で横浜市が委任した支援者が自らの経験や情報を活かして、地区センターや地域ケアプラザなどでの親子の交流支援と子育て相談などを行う。		○	○							子ども青少年局地域子育て支援課
35	青少年の総合相談	若者自立支援機関において、ひきこもりや不登校など、青少年に関する様々な問題について、電話相談・来所相談・家庭訪問・グループ活動等を行っている。 (対象:15歳から40歳未満の青少年とご家族)		○								子ども青少年局青少年相談センター
36	無料法律相談	市民相談室にて無料法律相談を実施。		○	○							市民局広聴相談課
37	自殺対策強化月間特別相談会	9月の強化月間に合わせ、市民相談室と合同で「法律相談」と「こころの健康相談」の特別相談会を実施。		○								市民局広聴相談課
38	手続ガイド(お悔やみ)	御遺族等が行うお悔やみ手続について、個別に必要な手続や持ち物を抽出してご案内するウェブサービスを導入、運用する。		○				○				市民局窓口サービス課
39	お悔やみハンドブック	御遺族等が行う手続をハンドブックにまとめ、各区のウェブページに掲載する。		○				○				市民局窓口サービス課
40	消費生活総合センター運営事業	相談内容に応じ、助言、情報提供、専門機関への紹介・誘導を行っている。		○								経済局消費経済課

41	高齢者等の消費者被害の防止に向けた見守りの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域における高齢者等の消費者被害防止を目的に、高齢者自身のほか、自治会町内会や民生委員・児童委員の方々等を対象とした注意喚起や啓発を実施</li> <li>・消費者被害防止のためのネットワークを拡げるため、高齢・障害福祉にかかわる職員やケアプラザ職員等と連携</li> <li>・区の実情に応じ、「消費生活推進員」を委嘱し、消費生活に関する知識・情報の普及・啓発などの活動を通じ、地域の高齢者の見守り活動に参加</li> </ul>		○	○							経済局消費経済課
42	ワーキングガイドの発行	働くことに関わるトラブルの未然防止や解決促進、働く方の不安な気持ちや疑問の解消ができるよう、働く方が最低限知っておくべきと思われる情報をまとめて、横浜市が毎年、作成・発行(令和5年度以降はデジタル発行のみ)。		○								経済局雇用労働課
43	中小企業経営総合支援事業	資金繰りなどの経営課題に苦しむ中小企業経営者に対して経営相談を実施		○								経済局中小企業振興課
44	公園内の見通しの改善等	公園内の見通しを良くするため、樹木の剪定に努めるとともに、花壇等を設けるなど、明るくきれいな公園づくりを推進する。		○								環境創造局公園緑地管理課
45	公園整備事業	心身の健康・保持増進等に配慮しながら、地域のニーズを踏まえて、老朽化した公園の再整備の計画的な実施や、公園が不足している地域への新たな公園整備を推進する。	○	○	○							環境創造局みどりアップ推進課
46	住宅セーフティネット事業	セーフティネット住宅として登録された住宅のうち、一定の要件を満たす住宅に対して、家賃や家賃債務保証料の補助をおこなう		○								建築局住宅政策課

◆基本施策3の関連事業◆ ※重点施策1～3に掲載がある事業は省略しています。

No.	事業名	事業内容	基本施策					重点施策			担当課
			基1	基2	基3	基4	基5	重1	重2	重3	
1	横浜市自殺対策庁内連絡会議	精神保健福祉分野に限らず、庁内関係部署が密接な連携と協力により、自殺対策の推進を図るための情報交換等を行います。			○						健康福祉局こころの健康相談センター
2	自死遺族ホットライン	自死で身近な人や大切な人を亡くされた方を対象とした、専門相談員による傾聴を中心とした電話相談。			○			○			健康福祉局こころの健康相談センター
3	自死遺族の集い「そよ風」	自死で身近な人や大切な人を亡くされた方を対象とした、思いを語り合い分かち合う集いの場			○			○			健康福祉局こころの健康相談センター
4	災害時こころのケア事業	災害・事件・事故等における被災者等に対応する支援者向けに、災害時こころのケアハンドブックについて普及啓発を実施。市職員及び福祉避難所の職員を対象に災害時こころのケア研修をおこなう。		○	○						健康福祉局こころの健康相談センター
5	こころの電話相談	家庭、職場などでの人間関係のストレスによる様々な悩みや不安について、夜間・休日に電話相談を実施。		○	○						健康福祉局こころの健康相談センター
6	依存症対策事業(専門相談、回復プログラム、家族教室)	アルコール、薬物、ギャンブル等の問題に悩む家族や当事者を対象とした、専門相談やプログラムを実施。		○	○						健康福祉局こころの健康相談センター
7	電話相談関係機関連絡会	横浜市内で「こころの健康」に関する電話相談を実施している関係機関の連携や情報交換を目的として「こころの電話相談関係機関連絡会」を開催			○						健康福祉局こころの健康相談センター
8	依存症対策事業(関係機関連携)	行政、医療、保健・福祉、司法などの関係機関と「依存症関連機関連携会議」を開催し、依存症に悩む本人・家族等を支えるネットワークを構築するとともに、地域の依存症対策に関する情報や課題を共有し、依存症者等に対する包括的な支援体制の整備につなげる。			○						健康福祉局こころの健康相談センター
9	障害者相談支援事業	障害者やその家族が地域で自立した生活を送ることができる社会の実現に向けて、どこに相談しても適切に課題解決が行える相談支援体制の充実を図るとともに、障害者に関わる様々な機関が自立支援協議会等に参画し、協力・連携しながら地域づくりを行う。		○	○						健康福祉局障害施策推進課
10	横浜型地域包括ケアの推進	住まいを中心に、介護、医療、生活支援・介護予防が一体的に提供される日常生活圏域ごとの包括的な支援・サービスの提供体制の構築を推進。また構築に向けた区アクションプランを策定。		○	○						健康福祉局地域包括ケア推進課
11	地域ケアプラザ整備・運営事業	高齢者、子ども、障害のある人など誰もが地域で安心して暮らせるよう、身近な福祉・保健の拠点としてさまざまな取組を実施。		○	○						健康福祉局地域支援課
12	ひとり暮らし高齢者等「地域で見守り」推進事業	在宅で75歳以上のひとり暮らし高齢者等について、本市が保有する個人情報をもとに民生委員及び地域包括支援センターへ提供することにより、支援を必要とする人を的確に把握できるように支援する。また、把握した状況に応じて、相談支援や地域における見守り活動等につなげる取組を、両者と区役所が連携して実施する。		○	○						健康福祉局地域支援課
13	自立支援協議会	障害者等への支援の体制を整備し、情報共有や連携を図り、関係機関のネットワーク構築や地域の課題解決等を目指す協議の場。			○						健康福祉局障害施策推進課
14	地域で支える介護者支援事業	認知症・虐待防止にかかわる普及啓発、地域で支えあうまちづくり等について、医師会・薬剤師会・歯科医師会・医療機関・学校・企業・商店街・自治会町内会等と協力し地域の実情に応じて展開。		○	○	○					健康福祉局高齢在宅支援課
15	認知症高齢者地域支援事業	行方不明となった認知症高齢者等を早期発見するために連携するとともに、地域で見守り支えあう意識が向上するよう普及啓発を図り、連携の促進に取り組む。		○	○						健康福祉局高齢在宅支援課
16	認知症サポーターキャラバン事業	認知症に関する正しい知識を持ち、地域や職域において認知症の人や家族を支援する認知症サポーターの養成を実施。また、認知症サポーター養成講座の講師役となる認知症キャラバン・メイトの養成を実施。		○	○	○					健康福祉局高齢在宅支援課
17	認知症疾患医療センター事業	地域における認知症疾患の保健医療水準の向上を図ることを目的として、保健医療・介護機関等と連携を図りながら、認知症疾患に関する鑑別診断、行動・心理症状と身体合併症に対する急性期治療、専門医療相談等を実施するとともに、地域保健医療・介護関係者等への研修等を実施。		○	○						健康福祉局高齢在宅支援課
18	認知症初期集中支援推進事	認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で暮らし続けられるために、認知症の人やその家族に早期に関わる「認知症初期集中支援チーム」を設置し、早期診断・早期対応に向けた支援体制の構築を行う。		○	○						健康福祉局高齢在宅支援課
19	若年性認知症支援コーディネーターの配置	若年性認知症支援コーディネーターを配置し、若年性認知症の人や家族、関係者の相談支援を行います。若年性認知症支援コーディネーターを中心に、関係者のネットワークの調整や支援体制の充実に向けた取組も実施します。		○	○						健康福祉局高齢在宅支援課

20	地域ケア会議	多職種の協働のもと、高齢者の自立支援に資するケアマネジメントを支援し、地域の方々も含めた地域で高齢者を支えるネットワークを構築するとともに、具体的な地域課題やニーズを必要な社会基盤整備につなげていく。		○	○						健康福祉局高齢在宅支援課
21	脳血管疾患ケアサポートガイド～医療・介護連携ケアパス～の作成・配布	医療機関等において、患者・家族から相談を受けた際の説明に活用できるツール。脳血管疾患による入院からその後の手続きやサービス利用について掲載し、不安感の軽減や必要なサービスの利用につなげることを目的に作成。			○						健康福祉局高齢在宅支援課
22	在宅高齢者虐待防止事業	高齢者に対する虐待の防止や虐待の早期発見・早期対応のための支援体制の整備を行い、高齢者の尊厳ある生活を守るとともに、養護者(介護者)への支援を行うことにより住み慣れた地域で安心して生活できるよう支援する。			○						健康福祉局高齢在宅支援課
23	老人クラブ助成事業	地域を基盤とする高齢者の自主的組織である老人クラブを支援し、その健全な発展を図るために、運営費や事業費に対して補助をおこなう。		○	○						健康福祉局高齢健康福祉課
24	老人福祉センター管理運営業務	地域の高齢者が健康で明るい生活を送ることができるよう、各種相談を受け付けるほか、健康づくり、教養の向上及びレクリエーションの機会を提供し、高齢者の社会参加を支援する。また、イベントの実施等により新規利用を促進するための健康増進事業を実施。		○	○						健康福祉局高齢健康福祉課
25	よこはま企業健康推進員	自信の健康づくりと職場内での健康づくりを発信する役割を担う。			○						健康福祉局健康増進課
26	難病患者支援事業	各区福祉保健センターや関係機関での相談支援の実施や講演会・交流会の実施			○						健康福祉局健康増進課
27	横浜健康経営認証	従業員等の健康保持・増進の取組が、将来的に企業の収益性等を高める投資であると捉え、従業員の健康づくりを経営的な視点から考え、戦略的に実践する「健康経営」に取り組む事業所を、横浜健康経営認証事業所として認証。			○						健康福祉局健康増進課
28	小児慢性特定疾病児童等自立支援事業	慢性的な疾病を抱える児童及びそのご家族からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関との連絡調整その他の事業を行う。			○						健康福祉局医療援助課
29	地域子育て支援拠点事業	就学前の子どもとその保護者が遊び、交流するスペースの提供、子育て相談、子育て情報の提供などを行う子育て支援の拠点。		○	○						こども青少年局地域子育て支援課
30	親と子のつどいの広場事業	地域の子育て中の親子(主に0～3歳の未就学児と保護者)を対象に、マンションの一室や商店街の空き店舗などで、子育て親子の交流、子育て相談の実施、子育て関連情報の収集・提供、講習の実施をおこなう。		○	○						こども青少年局地域子育て支援課
31	子育て支援者事業	子育ての経験者で横浜市が委任した支援者が自らの経験や情報を活かして、地区センターや地域ケアプラザなどでの親子の交流支援と子育て相談などを行う。		○	○						こども青少年局地域子育て支援課
32	「働く人の相談室」の設置	「働く人の相談室」(労働情報・相談コーナー)を設置し、労働者が直面する各種問題(労働問題、法律問題、職場の悩み、がん治療と就業の両立)に関する相談に対応している。	○		○						経済局雇用労働課
33	公園整備事業	心身の健康・保持増進等に配慮しながら、地域のニーズを踏まえて、老朽化した公園の再整備の計画的な実施や、公園が不足している地域への新たな公園整備を推進する。	○	○	○						環境創造局みどりアップ推進課
34	がん相談支援センター等の周知	がん患者に対する相談支援及び情報提供を実施			○						医療局がん・疾病対策課
35	高齢者等の消費者被害の防止に向けた見守りの推進	・地域における高齢者等の消費者被害防止を目的に、高齢者自身のほか、自治会町内会や民生委員・児童委員の方々等を対象とした注意喚起や啓発を実施 ・消費者被害防止のためのネットワークを拡げるため、高齢・障害福祉にかかわる職員やケアプラザ職員等と連携 ・区の実情に応じ、「消費生活推進員」を委嘱し、消費生活に関する知識・情報の普及・啓発などの活動を通じ、地域の高齢者の見守り活動に参加		○	○						経済局消費経済課
36	無料法律相談	市民相談室にて無料法律相談を実施。		○	○						市民局広聴相談課

◆基本施策4の関連事業◆

No.	事業名	事業内容	基本施策					重点施策			担当課
			基1	基2	基3	基4	基5	重1	重2	重3	
1	自殺対策基礎研修	行政職員や支援機関職員を対象に、自殺対策の基本的な知識を学び、自死遺族等への対応やゲートキーパーの基礎について研修を実施する。	○			○	○			○	健康福祉局こころの健康相談センター
2	自殺対策相談実践研修	悩みを打ち明けられ、相談を受けた人が抱え込まず、支援機関等へつなげられるようにするため、自殺対策相談実践研修を市民等も受講できるようにする	○			○	○			○	健康福祉局こころの健康相談センター
3	自殺対策に関わる人材育成	様々な分野でのゲートキーパーの養成につながるよう、対面による研修だけでなく、WEB等も活用した養成を行う	○	○		○				○	健康福祉局こころの健康相談センター
4	自殺対策学校出前講座	小・中・高校、専門学校の児童・生徒や職員等を対象に自殺に関する普及啓発やゲートキーパー養成をおこなう。	○	○	○	○		○		○	健康福祉局こころの健康相談センター
5	研修等への講師派遣	関係機関等からの依頼に基づき、講師派遣を行う。(ゲートキーパー養成を除く)		○		○					健康福祉局こころの健康相談センター
6	こころといのちの地域医療支援事業	かかりつけ医を訪れた患者さんについてうつ病等の精神疾患の可能性がある場合、その対応や精神科への紹介が円滑に行えるよう、内科等の身体科の先生方を対象に「かかりつけ医うつ病対応力向上研修」を実施。精神科紹介受入れ協力医療機関一覧・相談機関一覧を作成し、受講者に配布。	○	○	○	○				○	健康福祉局こころの健康相談センター
7	精神保健福祉研修	精神保健福祉関連機関の職員を対象に相談対応技術、相談支援、受診受療援助の質の向上を目的に基礎的な精神医学の知識等を学ぶ研修を実施。	○			○					健康福祉局こころの健康相談センター
8	救命救急センターにおける自殺未遂者再発防止事業	三次救急医療機関に搬送された自殺未遂者に対するケースマネジメントによる支援をおこなう。			○	○				○	健康福祉局こころの健康相談センター
9	自殺未遂者ケア研修	自殺予防に関する基礎知識やハイリスク精神疾患患者のケアのスキル等の研修の実施	○		○	○				○	健康福祉局こころの健康相談センター
10	自殺未遂者フォローアップ調査事業	二次救急医療機関に搬送された自殺未遂者に対するケースマネジメントによる支援及び定期的なフォローアップ支援をおこなう。			○	○				○	健康福祉局こころの健康相談センター
11	地域で支える介護者支援事業	認知症・虐待防止にかかわる普及啓発、地域で支えあうまちづくり等について、医師会・薬剤師会・歯科医師会・医療機関・学校・企業・商店街・自治会町内会等と協力し地域の実情に応じて展開。		○	○	○					健康福祉局高齢在宅支援課
12	認知症サポーターキャラバン事業	認知症に関する正しい知識を持ち、地域や職域において認知症の人や家族を支援する認知症サポーターの養成を実施。また、認知症サポーター養成講座の講師役となる認知症キャラバン・メイトの養成を実施。		○	○	○					健康福祉局高齢在宅支援課
13	専門職(歯科医師・薬剤師・看護職員・医療従事者)向け認知症対応力向上研修	認知症の早期発見・早期対応のために、地域のかかりつけ医等に対して認知症対応力向上を目的とした研修を認知症疾患医療センター及び医師会等と協力して実施する。				○					健康福祉局高齢在宅支援課
14	包括的継続的ケアマネジメント研修	ケアマネジャーが活動しやすい環境をつくるとともに、多職種連携の推進等に必要知識・技術の向上を目的とした研修を実施します。				○					健康福祉局高齢在宅支援課
15	横浜いのちの電話運営費等補助金	精神的危機に直面している人々に対する電話相談事業等を行う「横浜いのちの電話」に対し助成し、地域福祉、精神保健の増進を図る。また、外国語相談事業に対し、事業費を助成し、外国語を母語とする市民に対する福祉保健の向上を図っている。				○					健康福祉局福祉保健課
16	こどものメンタルヘルス等に関する教職員対象の研修の実施	こどもの発達段階に応じた、メンタルヘルスの特徴や対応方法について学ぶための研修を実施	○	○	○	○	○	○			教育委員会事務局 健康教育・食育課
17	子どもの社会的スキル横浜プログラム(Y-P)を活用した、SOSサインの出し方・受け方・つなぎ方教育を推進	暴力行為やいじめ等の問題行動の未然防止、早期発見・対応につなげ、子どもの自己肯定感を高く、仲間との関わりが豊かになることを目指し、横浜市教育委員会が開発した教員用の指導ツール。 子どもたちがコミュニケーション能力や人間関係を築く力を身に付けるための「指導プログラム」と、教員が子どもの個々や集団の状況を把握するための「Y-P アセスメント」で構成されている。 「SOSの出し方教育プログラム」は、子ども自身が問題や課題に対して効果ある対処法を選択し、SOSのサインを発したり、誰かに助けを求めたり、自分で解決していくための「社会的スキル」を身につけられるように編集されている。全市立学校に、年間1回以上のプログラム実施を通知している。	○	○	○	○		○			教育委員会事務局 人権教育・児童生徒課
18	教職員向けの傾聴研修の実施	小中学校で児童支援生徒指導を担う全専任教諭に対し、傾聴に関する集中研修を実施する。	○	○	○	○	○	○			教育委員会事務局 人権教育・児童生徒課
19	教職員向けの研修の実施	性的マイノリティについて理解を深めたり、学校において必要な人権的な配慮や支援について考えたりするための研修が実施できるよう体制を整え、学校現場の要請に対応する。	○	○		○		○			教育委員会事務局 人権教育・児童生徒課

20	知っておきたい！子ども・若者どこでも講座	公益財団法人よこはまユースが本市補助事業として、子ども・若者を取り巻く課題（薬物、インターネット、性、非行、自立支援等）を周知し、解決に向けた取組を促すため、地域で開催される講座に講師を派遣する。				○				こども青少年局 青少年育成課
21	若者相談支援スキルアップ研修～メンタルヘルスコース	地域支援機関の職員を対象に若者のメンタルヘルスに関する専門研修を実施			○	○		○		こども青少年局 青少年相談センター
22	性的少数者をテーマとした職員向け研修	性の多様性について認識を深め、LGBTなどの性的少数者の方々に対する偏見や差別について、職員一人ひとりが自らと向き合う機会として、人権啓発研修を実施。				○				市民局人権課
23	人権啓発	一人ひとりの市民が互いに人権を尊重しあい、ともに生きる社会を目指すために、性的少数者、犯罪被害者等、様々な人権課題に対する啓発を行う。また、人権擁護委員と連携し、区民まつり等を活用して人権啓発を行う。	○			○				市民局人権課
24	薬物乱用防止指導者研修会	青少年に対する薬物乱用防止啓発の推進を目的として、薬物乱用防止啓発を担当する教職員等向けの研修会を実施				○				医療局医療安全課

◆基本施策5の関連事業◆

No.	事業名	事業内容	基本施策					重点施策			担当課		
			基1	基2	基3	基4	基5	重1	重2	重3			
1	自死遺族ホットライン	自死で身近な人や大切な人を亡くされた方を対象とした、専門相談員による傾聴を中心とした電話相談。			○		○				健康福祉局こころの健康相談センター		
2	自死遺族の集い「そよ風」	自死で身近な人や大切な人を亡くされた方を対象とした、思いを語り合い分かち合う集いの場			○		○				健康福祉局こころの健康相談センター		
3	自殺対策普及啓発(自死遺族)	自死遺族が経験するこころやからだの変化、相談先の周知等の啓発を実施する。					○				健康福祉局こころの健康相談センター		
4	自殺対策基礎研修	行政職員や支援機関職員を対象に、自殺対策の基本的な知識を学び、自死遺族等への対応やゲートキーパーの基礎について研修を実施する。	○				○				○	健康福祉局こころの健康相談センター	
5	自殺対策相談実践研修	悩みを打ち明けられ、相談を受けた人が抱え込まず、支援機関等へつなげられるようにするため、自殺対策相談実践研修を市民等も受講できるようにする	○				○					○	健康福祉局こころの健康相談センター
6	手続ガイド(お悔やみ)	御遺族等が行うお悔やみ手続について、個別に必要な手続や持ち物を抽出してご案内するウェブサービスを導入、運用する。		○				○					市民局窓口サービス課
7	お悔やみハンドブック	御遺族等が行う手続をハンドブックにまとめ、各区のウェブページに掲載する。		○				○					市民局窓口サービス課
8	こどものメンタルヘルス等に関する教職員対象の研修の実施	こどもの発達段階に応じた、メンタルヘルスの特徴や対応方法について学ぶための研修を実施	○	○	○	○	○	○	○				教育委員会事務局 健康教育・食育課
9	教職員向けの傾聴研修の実施	小中学校で児童支援生徒指導を担う全専任教諭に対し、傾聴に関する集中研修を実施する。	○	○	○	○	○	○	○				教育委員会事務局 人権教育・児童生徒課
10	スクールカウンセラーの配置	児童生徒及びその保護者に対し、学校や相談機関で適切な教育相談が行われ、児童生徒が抱える課題の早期発見、早期支援、再発防止が図れるよう、スクールカウンセラーを配置する		○	○			○	○				教育委員会事務局 人権教育・児童生徒課
11	スクールソーシャルワーカーの配置	児童生徒及びその保護者に対し、学校や相談機関で適切な教育相談が行われ、児童生徒が抱える課題の早期発見、早期支援、再発防止が図れるよう、スクールソーシャルワーカーを配置する		○	○			○	○				教育委員会事務局 人権教育・児童生徒課
12	児童生徒の危機に対応する体制の整備	いじめ、事件事故等が発生した際に、危機対応を行うチームを設置し対応している						○	○			○	教育委員会事務局 人権教育・児童生徒課
13	ヤングケアラー支援事業広報啓発	「ヤングケアラー」に対する認知度向上と理解の促進を図る。ランディングページ及びマンガなどの親しみやすい媒体を活用し広報啓発する。						○					こども青少年局こども家庭課
14	こども家庭相談	子どもや家庭に関する相談窓口を市民にとって分かりやすい身近な区役所に設置し、常時、保健師や社会福祉職等の専門職が相談内容に応じて必要な情報提供を行うとともに、子育て等に関する様々な不安や悩みに寄り添い、適切に支援する。		○	○			○				○	こども青少年局こども家庭課